

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年6月27日
【事業年度】	第115期(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
【会社名】	大黒屋ホールディングス株式会社
【英訳名】	Daikokuya Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区港南四丁目1番8号
【電話番号】	03(6451)4300
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 堀内 治芳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南四丁目1番8号
【電話番号】	03(6451)4300
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 堀内 治芳
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
決算年月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
売上高 (千円)	17,270,523	12,606,480	17,195,548	12,447,648	10,967,199
経常損失() (千円)	391,512	712,443	283,974	35,473	446,328
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	1,844,247	716,819	462,383	279,355	539,656
包括利益 (千円)	2,065,401	772,276	480,156	255,445	574,784
純資産額 (千円)	2,541,384	1,769,880	1,289,702	1,034,245	635,525
総資産額 (千円)	9,315,937	8,107,634	7,363,379	6,705,145	6,518,255
1株当たり純資産額 (円)	16.38	10.00	5.85	3.44	0.02
1株当たり当期純損失金額() (円)	15.77	6.13	3.95	2.39	4.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	20.6	14.4	9.3	6.0	0.0
自己資本利益率 (%)	64.1	46.5	49.9	51.4	269.8
株価収益率 (倍)	1.2	6.9	12.4	24.7	7.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	803,517	398,340	422,537	254,004	430,282
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	50,738	1,572	6,634	837	3,399
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,155,000	400,004	400,020	400,010	466,063
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,793,021	1,003,890	1,043,934	901,438	948,341
従業員数 (人)	212	206	201	162	149
[外、平均臨時雇用者数]	[43]	[21]	[26]	[23]	[46]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額のため記載していません。

2. 過年度決算における会計処理の誤りがあることを認識したため、誤謬の訂正を行っております。第113期及び第114期における数値は、訂正後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
決算年月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
売上高 (千円)	333,491	287,129	277,137	277,270	295,231
経常損失() (千円)	502,474	469,352	499,605	542,502	561,922
当期純損失() (千円)	593,254	561,982	519,697	597,121	576,773
資本金 (千円)	2,955,414	2,955,414	2,955,414	2,955,414	3,039,646
発行済株式総数 (株)	116,982,866	116,982,866	116,982,866	116,982,866	120,213,866
純資産額 (千円)	2,112,994	1,551,008	1,031,289	434,156	33,446
総資産額 (千円)	8,703,770	8,693,192	8,767,306	8,833,690	8,865,629
1株当たり純資産額 (円)	17.85	13.05	8.61	3.50	0.01
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	5.07	4.80	4.44	5.10	4.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.0	17.6	11.5	4.6	0.0
自己資本利益率 (%)	24.9	31.1	41.0	84.3	280.8
株価収益率 (倍)	3.7	8.7	11.0	11.6	7.3
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	14	14	14	13	13
[外、平均臨時雇用者数]	[8]	[7]	[8]	[6]	[4]
株主総利回り (%)	65.5	144.8	169.0	203.4	124.1
(比較指標：日経225) (%)	(89.2)	(137.6)	(131.2)	(132.2)	(190.4)
最高株価 (円)	43	62	132	83	66
最低株価 (円)	16	17	38	45	35

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額のため記載しておりません。

2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2【沿革】

大正4年10月	創業者森新治郎は、「森新治郎商店」を創立、照明器具の製造並びに販売を開始
大正10年4月	大田区大森に工場を新設
昭和10年12月	森電機㈱に改組
昭和21年8月	戦後資本金100万円で生産再開
昭和36年10月	東京証券取引所市場第二部に上場 資本金を95,000千円に増資
昭和45年3月	オールステンレス製防爆型照明器具(日・米特許)を開発
昭和53年4月	日本石油化学㈱との共同開発による防爆型構内車を発売 日本発明振興会「発明功労賞」を受賞
昭和58年6月	電子情報機器業界への進出を図り、イ・アイ・イ㈱と業務提携
昭和59年6月	電設資材部を新設 レースウェイ、ケーブルラック等電気工事材の製造並びに販売を開始
昭和59年10月	ハードディスク業界への進出決定に伴い米国グラハムマグネティック社と提携
昭和60年3月	ハードディスク工場の建設を開始
昭和62年5月	日新興業㈱を吸収合併
平成5年3月	文化シャッター㈱への第三者割当増資により資本金3,597,600千円に増資
平成6年4月	栃木県小山市にケーブルラック等電気工事材の生産工場を新設
平成6年12月	照明工場を栃木県小山市に移転 本社を東京都大田区大森地区から大田区蒲田地区に移転
平成8年12月	新田鐘大氏への第三者割当増資により資本金3,894,000千円に増資
平成9年1月	私募による米ドル建転換社債15百万米ドルを発行
平成9年5月	ファー・イースト・オーガニゼーション・ファイナンス(インターナショナル)リミテッドへの第三者割当増資 により資本金5,341,792千円に増資 エクス・ウイン・インターナショナル・リミテッド株式を取得して子会社とし、中華人民共和国での不動産 産事業に進出
平成10年1月	本社を東京都大田区蒲田地区から東京都港区高輪に移転
平成10年10月	小山市の電設工場を小山工場に統合
平成11年3月	エクス・ウイン・インターナショナル・リミテッド株式を売却し、新たにリーガル・ゴールド・インダストリー ズ・リミテッド株式を取得して子会社とし、マレーシアでの不動産事業に進出
平成13年10月	情報通信関連事業を強化する目的で㈱アイフェイスの株式及び新株引受権取得と資本業務提携 アスコット・ホライズン社株式を取得して子会社化
平成14年8月	㈱グッドコック株式及び転換社債型新株予約権付社債の取得
平成14年9月	産業用照明器具を強化する目的で、防爆照明器具メーカーである伊東電機㈱と業務提携
平成14年9月	アスコット・ホライズン社及びリーガル・ゴールド・インダストリーズ社の株式をすべて売却し、海外不動 産事業から撤退
平成17年3月	アイフェイス社との業務提携を解消し、同社の株式をすべて売却
平成18年3月	㈱サクラダの事業再生計画の支援を行うため、サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人が営業 者となり当社が単独で匿名組合出資する匿名組合を通じて、㈱サクラダに出資
平成19年8月	㈱グッドコックの株式及び転換社債型新株予約権付社債をすべて売却
平成21年7月	㈱エスピーオーの株式全てを取得し、子会社化
平成22年3月	㈱サクラダに対する事業再生投資の目的が完了したため、匿名組合出資を終了
平成24年12月	アジアグロースキャピタル㈱に商号変更
平成25年11月	㈱ディーワンダーランド(現 大黒屋グローバルホールディング㈱)の株式を取得し、同社及び㈱大黒 屋を子会社化
平成26年7月	㈱ディーワンダーランド(現 大黒屋グローバルホールディング㈱)の株式を公開買付けにより、28.7% 追加取得。(当社グループ所有株式合計71.5%)
平成27年9月	ラックスワイズ㈱を設立
平成27年10月	㈱ディーワンダーランド(現 大黒屋グローバルホールディング㈱)がAU 79 LIMITEDの株式を取得 し、AU 79 LIMITED、AG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED、CHANTRY COLLECTIONS LIMITEDを連結子会社化。
平成27年12月	㈱ディーワンダーランド(現 大黒屋グローバルホールディング㈱)の株式をデット・エクイティ・スワップ 方式による第三者割当てにより追加取得し、当社グループの所有株式数は71.5%から87.5%に増加。
平成27年12月	CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD. と業務提携を行い、合併会社の設 立に関して覚書を締結
平成28年8月	大黒屋ホールディングス株式会社に商号変更

平成29年5月	本社を東京都港区高輪から現在地に移転
平成30年9月	Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limitedを設立
令和2年12月	Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limitedを解散
令和3年3月	中国合弁会社(持分法適用関連会社)を解散
令和3年3月	中国上海に当社100%子会社上海黛庫商業有限公司を設立
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結対象会社10社で構成され、産業用の照明器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

（質屋、古物売買業）

子会社の大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業並びに古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売とを行っております。

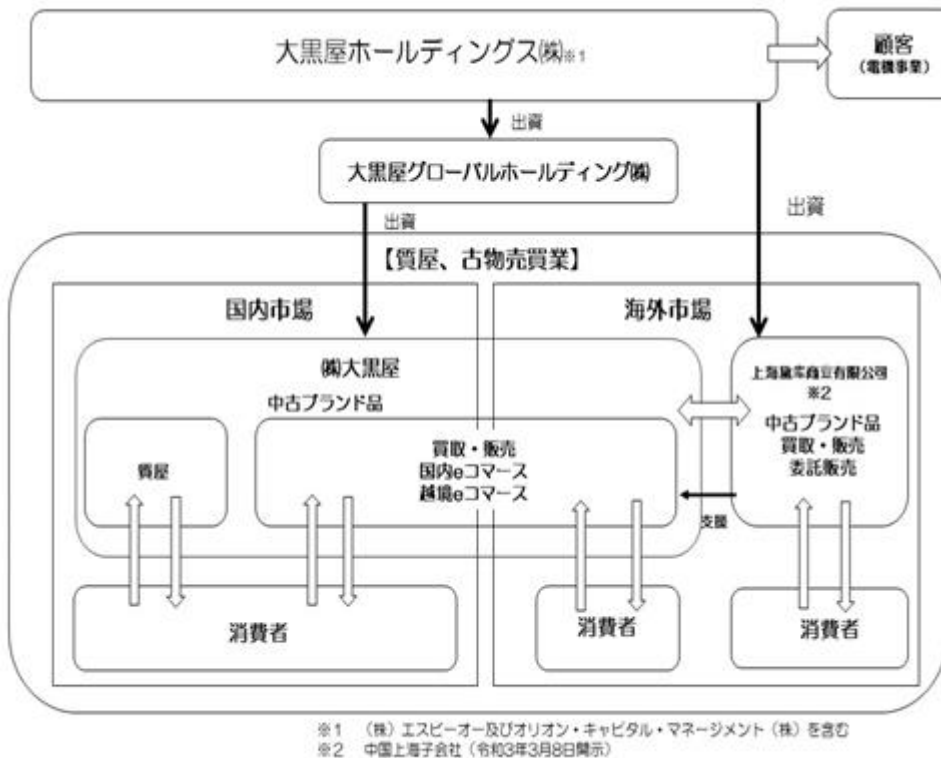
なお、英国のSFLグループにつきましては、令和元年9月17日に事業を撤退する方針を決定し、同9月30日には質債権を同国の質金融大手 Harvey & Thompson Limitedに譲渡するなど、事業撤退を進めております。

（電機事業）

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売しております。なお、当連結会計年度における、電機事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

（事業系統図）

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱エスピーオー	東京都 港区	10	投資事業	100.0	役員の兼任あり 資金の貸付あり
オリオン・キャピタル・マ ネージメント㈱ (注)2	東京都 港区	10	投資事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり 資金の借入あり
大黒屋グローバルホール ディング㈱ (注)1、2	東京都 港区	6,757	持株会社	91.3 (17.4)	役員の兼任あり 資金の貸付及び 借入あり 事務所賃貸あり
㈱大黒屋 (注)1、2、3	東京都 港区	318	質屋、古物売買業	91.3 (91.3)	役員の兼任あり 資金の借入あり
AU 79 LIMITED (注)2	英国 レスター	0	金融サービス持株 会社	91.3 (91.3)	役員の兼任あり
AG 47 LIMITED (注)1、2	英国 レスター	0	金融サービス持株 会社	91.3 (91.3)	役員の兼任あり
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED (注)2	英国 レスター	0	質事業、中古宝飾 品買取販売事業	91.3 (91.3)	役員の兼任あり 資金の貸付及び 借入あり
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED (注)2	英国 レスター	0	質事業、中古宝飾 品買取販売事業	91.3 (91.3)	役員の兼任あり
ラックスワイズ㈱	東京都 港区	0	中古品及び新品の 衣料品等の受託販 売	100.0	役員の兼任あり
上海黛庫商業有限公司	中華人民共 和国 上海市	50	古物売買業	100.0	役員の兼任あり

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 株式会社大黒屋については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	㈱大黒屋
(1) 売上高	10,671百万円
(2) 経常損失	388百万円
(3) 当期純損失	451百万円
(4) 純資産額	9,481百万円
(5) 総資産額	14,866百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和6年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
電機事業	9 (4)
質屋、古物売買業	136 (42)
報告セグメント計	145 (46)
その他	1 (-)
全社(共通)	3 (-)
合計	149 (46)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

令和6年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
13名(4名)	57.7歳	26.4年	3,244

セグメントの名称	従業員数(名)
電機事業	9 (4)
報告セグメント計	9 (4)
その他	1 (-)
全社(共通)	3 (-)
合計	13 (4)

(注) 1. 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、当社従業員のみをもって組織とする単一組合であります。同組合は上部団体として、「全国金属機械労働組合」に加盟しております。

令和6年3月31日現在組合員数は4名で、労使関係は極めて円満に維持されております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの基本方針は、粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、市場環境に応じて適正在庫を管理し、適正価格で販売することにより限界収益の極大化を図ることにあります。その中において、中古ブランド品の流通は越境ECをはじめ全世界的規模で拡大し、当社グループが展望していた通り、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。

かかる状況下、当社グループのビジネスモデルは、CtoBの商品買取を基本とし更にBtoCの商品販売を展開することにより、一般顧客より高く買取り、その都度市場状況を判断し、在庫リスクを極小化しつつ、在庫回転率を最大化することで商品リスクを回避して顧客に商品を提供してきております。更に不況期に強い安定的な収入が期待できる質屋業を併営しており、併設している質料収入及び上記適正在庫管理、収益管理に努めております。

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクの高まりによる資源価格の高騰や世界的な金融引き締め等による景気の下振れリスク等を抱えており、不透明な状態が続いております。わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更による行動制限・入国制限の解除に伴う国内経済需要及びインバウンド需要の回復により、経済活動の正常化が進みました。また、賃金の上昇や日経平均がバブル期を超え4万円に達するなどプラスの状況も見られた一方で、国内における人件費増加や急激な円安の進行で物価高が進み、実質賃金は23ヶ月連続でマイナスになるなど厳しい景気の状態が続いているところです。

古物売買業界の事業環境は、持続可能な世界を目指すSDGs推進によるリユース意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれております。また、インバウンド復活もあり、買取・販売が増加しつつあります。

当社グループでは、買取・販売の増加が見込まれることに伴い、今後の新たな収益機会に備えた体制を整え、攻めの経営を展開していきたいと考えております。

このような環境の中、今後の当社グループの連結収益の改善及び経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

オンライン買取販売事業の強化

当社グループの経営戦略の一環として、オンライン事業拡大方針の下、EC事業を強化して参りました。社会全体のSDGs推進によるリユースへの意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれる中で、グループを挙げて継続的かつ積極的に取り組んでおります。2020年11月に、ECサイトを一新し、システムによる情報の一元管理と店舗及びEC上の顧客を一元管理することにより、顧客ニーズにあった商品やサービスの提供及び業務効率化のシステムが再構築されました。今後も、(a)顧客にわかりやすいECサイトの構築、(b)EC掲載商品点数の向上、(c)EC広告の効率改善運動に引き続き取り組んでいくとともに、このシステムをベースとした、グローバル化の一環である英語・中国語による買取販売を更に強化して参ります。

また、買取販売事業の業務効率化及び顧客利便性向上のため、AIを駆使したデータベース分析に基づき、オンラインによる、(a)グローバルでの中古ブランド品価格の適正化、(b)商品区分の整理の自動化による消費者の当社サイトへの商品掲載の容易化、(c)真贋鑑定の強化を推し進めて参ります。

質屋事業の強化

新型コロナウイルス感染症流行の際には、庶民金融である質屋業が個人の逼迫した資金ニーズを賄うものとして改めて再認識されました。この状況の下大黒屋では創業以来77年で培った「質の大黒屋」としてのノウハウを活用して、顧客ニーズに応えるべく値付・真贋のできる店舗スタッフを育成・強化するとともに、来店できない顧客には訪問質預かりで対応する等顧客の要望に応じて参りました。質屋業界最大手として今後も更に庶民金融の一翼を担って参ります。

相場変動への適時対応、適正価格での在庫保有

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境は新型コロナウイルス感染症流行下のリベンジ消費、物価高や急激な円安、米国のインフレと金利引上等、景気動向の不透明感から、古物ブランド品の価格相場の混乱を招いています。一方で、一昨年10月11日より渡航制限が撤廃され、更に昨年8月10日より中国人団体旅行が解禁になったことに伴い、インバウンド客の増加が現実になっております。

この状況下、大黒屋では、CtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開する際に、相場変動への適時対応やシステム内に構築された価格データを駆使して、一般顧客よりも高く買取り、他の顧客に安く販売するというビジネスモデルを展開していきます。特に、バッグにおいては在庫回転期間が30日以内で推移していますので、引き続き相場の状況を注視しながら余剰在庫を削減し、適正価格による在庫の確保を進めて参ります。

電気事業の事業構造改革の実施

電気事業については、生産体制の更なる効率化や製品の統廃合や在庫管理の強化により製造原価の逓減を進め、結果として利益率が向上して参りました。今後も引き続きお取引先に理解を得ながら不採算製品の削減や在庫圧縮を徹底するとともに、製造間接費の更なる削減を実施して参ります。

キャッシュ・フロー重視の経営と経営基盤の拡充

質屋、古物売買業の強化、電気事業の抜本的な事業構造改革及び本社経費の削減等により、営業利益拡大を図るとともに、事業リスクを逓減させ投資の回収を図り、キャッシュ・フローを重視した経営を進めて参ります。

異業種との業務提携

大黒屋の店舗施策においては、昨年9月に、エキュート上野店「GOOD LOOP」by DAIKOKUYAを出店するとともに、株式会社パルコの協力を得て、昨年3月に吉祥寺パルコ店、9月に静岡パルコ店、本年1月に仙台パルコ店を出店しました。今後も、異業種と新たな店舗展開に取り組むことで持続可能な地域・社会づくりに貢献して参ります。

また、昨年11月30日付で、大黒屋は、LINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」という。）との間で業務提携契約を締結し、その共同施策として、「LINE」上で中古ブランド品を買取り、「おてがるブランド買取」の名称で「Yahoo!オークション」に出品し、落札結果に応じてお客様に還元する新サービスの概念実証（POC）の取組を開始することといたしております。当連結会計年度はLINEヤフーとの慎重な協議調整を行ってきたところであり、次期の概念実証の開始を目指してまいります。

次期の見通し

次期におきましては、中国訪日客数について中国経済不況の影響はありますが、日本の円安状況が生じており、他国も含めてインバウンド客数は増加すると考えており、中国以外の訪日客も含めて、大黒屋の利用を促すよう努めて参ります。また、この状況を踏まえながら、資金調達に努め、在庫量の増を図って参ります。

大黒屋とLINEヤフーが締結した業務提携契約に基づく共同施策を開始することを予定しております。これは、「おてがるブランド買取」の名称で、LINEヤフー社が運営する「LINE」上で中古ブランド品を買取り、「Yahoo!オークション」に出品し、落札結果に応じてお客様に還元する新サービスの概念実証をするものです。この新サービスは、大黒屋がこれまで培ってきた中古ブランド品買取販売のノウハウ、AI技術に基づく画像鑑定技術、ダイナミックプライシングのノウハウ、AI技術による機械学習を活用した自然言語処理に基づくチャットボット並びにAI技術に基づくe-commerceのグローバルなデータベース及び在庫連動システムなどを活用して開発したシステムです。このシステムにより、AIによる即時査定が可能となり、チャットボットによる自然なやり取りで、簡易査定から買取申込までLINE上だけで完結するようになります。このLINEを通して大黒屋が買取ったブランド品等については、「Yahoo!オークション」に出品され、高額落札された場合には、落札額に応じた一定割合をお客様に還元します。多くの国民になじみの深い「LINE」と「Yahoo!オークション」のプラットフォームに載せることにより、中古ブランド品等の買取に対する抵抗感を和らげて、広範な国民に対する行動変容を促すことが期待されます。もっとも、現在は概念実証の段階にとどまることから、現時点において、次期業績への影響は軽微と見込んでおります。

また、この大黒屋が開発したAI買取査定サービスを、今後他の店舗やECを有する提携企業に拡大していくことを通じて、大黒屋の買取窓口の多角化を実現し、当社グループの中長期的な企業価値の更なる向上につなげていきたいと考えております。

更に、当社グループでは新たな成長戦略の一環として、オンライン事業拡大方針の下、EC事業を強化して参りました。社会全体のSDGs推進によるリユースへの意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれる中で、当社がグループをあげて継続的かつ積極的に取り組んでおります。(a)顧客にわかりやすいECサイトの開発、(b)EC掲載商品点数の向上、(c)EC広告の効率改善活動を一層進めて参ります。

買取販売事業の業務効率化及び顧客利便性向上のため、AIを駆使したデータベース分析に基づき、オンラインによる(a)グローバルでの中古ブランド品価格の適正化、(b)商品区分の整理の自動化による消費者の当社サイトへの商品掲載の容易化、(c)真贋鑑定の強化を推し進めて参ります。

以上の状況を踏まえ、次期の令和7年3月期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）は次の通り見込んでおります。

令和7年3月期連結業績見通し（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

〔連結〕

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常損益	親会社株主に帰属する 当期（四半期）純損益
第2四半期	5,775	50	63	164
通期	15,887	648	395	11

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループの主な事業である中古ブランド品の買取及び販売事業は、リユース事業であり、サステナビリティに対する取組みそのものと考えております。リユース事業は限りある資源を再利用することで廃棄物を削減し、CO2の排出削減に貢献できる事業であると考えております。

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、急速に変化し続ける事業環境に即応するため、外部環境の変化によるリスク及び機会を把握し、取締役会の中で対応策について意思決定をしております。社会・環境の変化に伴うサステナビリティに関する取組みについても、今後取締役会の中で活動内容の報告を行い、活動の推進を行ってまいります。

(2) 戦略

人的資本に関する戦略においては、持続可能な社会への貢献と自らの発展を実現させるため、人材を優先すべき資本の一つと位置付け、人材戦略を作成し、国籍・性別等にとらわれず各個人の能力に基づく採用を進めております。今後も引き続き多様性の確保に向けた施策を推進してまいります。また、中古ブランド品の買取及び販売事業においては、真贋鑑定力及び査定力が備わった人材を育成することが不可欠であります。そのような人材の育成のため、教育体制及び人事制度の構築に継続的に取り組んでまいります。

(3) リスク管理

当社グループでは、事業活動に関する一般的なリスク及び当社グループ特有のリスクを把握する過程で、サステナビリティ関連のリスクも把握し、取締役会において方針の立案、施策の進捗状況管理を行っていく予定です。

(4) 指標及び目標

人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針、社内環境整備方針の指標につきましては目標を定めておりませんが、有給休暇取得率及び男性の育児休業取得率の向上を目指し、環境整備をはじめとした取組みに努めております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

全社的なリスク

・企業買収及び業務提携等について

当社グループは、経営の効率化と競争力強化を行い株主利益最大化のため、企業買収および資本参加を含む投資、他社との業務提携等による事業の拡大を行うことを目指しております。しかしながら、企業買収及び業務提携等が円滑に進まない、あるいは当初期待した効果が得られない可能性があります。また、他社が事業戦略を変更した場合には、当社グループは資本参加、業務提携関係等を維持することが困難になる可能性もあります。

・資金調達に関するリスク

当社グループは、企業買収等や運転資金のため必要に応じてエクイティファイナンスにより資金調達することがあります。当社の事業内容や将来のビジネスの潜在性に興味を持つ投資家はありますが、ファイナンスの条件やスキームについては交渉を要することから、機動的な調達には制限があり、事業活動に影響を与える可能性があります。

・情報システムに関するリスクについて

当社グループは、多くの業務において情報システムを利用しております。当社グループは、情報システム利用に係る信頼性向上のため様々な対策を実施し、業務を継続的に運営できる体制を整備していますが、テロ、自然災害、ハッキング、人為的ミス、コンピュータウイルス等により情報システムの不具合、故障が生じる可能性があります。この場合、業務が一時的に中断し、当社グループの事業、財政状態および経営成績に影響を受ける可能性があります。

・海外子会社について

当社グループの中には海外子会社（SFLグループ及び上海黛庫商業有限公司）がありますが、海外子会社の運営に際しては為替変動リスクがあるほか、各国及び各地域等の経済情勢、政治情勢、法規制、税制等の変化による影響や、ビジネス慣習の違い等、特有の業務上のリスクがあります。そのため、事業撤退段階にあるSFLグループにつきましても、当社が想定する撤退計画に遅れが生じるリスクがあります。その他、当社が想定する海外の新規店舗の出店時期に遅れが生じるリスクがあります。また、今後、当社グループ内に占める海外子会社の売上、利益の割合が増加し、各国及び各地域等の経済情勢等に変動があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

・会計基準および税制等の変更について

新たな会計基準の適用や新たな税制の導入・変更によって、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、税制等の改正により、当社グループの税負担が増加する可能性があります。

・情報の流出について

当社グループは、事業活動において顧客等のプライバシーや信用に関する情報（顧客等の個人情報を含む）を入手し、他企業等の情報を受け取ることがあります。当社グループは、これらの情報の秘密保持に細心の注意を払い、情報の漏えいが生じないよう最大限の管理に努めていますが、不測の事態により情報が外部に流出する可能性があります。この場合には、損害賠償等の多額な費用負担が生じ、また、当社グループの事業活動やブランドイメージに影響が及ぶ可能性があります。また当社グループの事業上の重要機密が第三者に不正流用される恐れもあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

質屋、古物売買業のリスク

・中古品の仕入について

中古品は新品と異なり仕入数量の調整が難しく、安定的に商品を確保することが経営施策上極めて重要であります。このため商品の仕入については、店舗にて個人顧客から買取他、出張買取、宅配買取及び中古ブランド売買市場で中古ブランド品の調達を行っております。

中古品は新品に比して粗利が高い傾向にありますが、今後の景気動向や新たな競合先の出現等による仕入価格の上昇や商品数の不足等により、安定的な商品の確保に支障をきたした場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・コピー品の買取及び質預りリスクについて

中古ブランド品小売業界及び質屋業界において、コピー品に関するトラブルは社会的に重要な問題となっており、質屋、古物売買業を営む株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）にも買取品或いは質草としてコピー品が持込まれる可能性があります。大黒屋におきましては、日頃から買取担当者の真贋鑑定能力を養い、高度な専門知識と豊富な経験を持った買取担当者を育成することにより、コピー品の買取及び質預り防止に努めており、誤ってコピー品の買取及び質預りをしてしまう件数は極僅かです。しかしながら、当業界においては、常

にコピー品に関するトラブル発生のリスクが潜んでおり、大きなトラブルが発生した場合、大黒屋の取扱品に対する信頼性が低下することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・盗品の買取及び質預りリスクについて

大黒屋が買取った商品或いは質預り品が盗品であると発覚した場合、古物営業法及び質屋営業法では1年以内は、これを無償で被害者又は遺失主に回復することとされています。大黒屋においては、コンプライアンスの観点から、古物においては古物営業法に基づく古物台帳、質物においては質屋営業法に基づく帳簿の徹底管理を行うことで、被害者又は遺失主に対し適切な対応が出来る体制を整えており、盗品の買取及び質預りをしてしまう件数は極僅かです。しかしながら、盗品を取り扱った場合には、大黒屋の取扱品に対する信頼性が低下することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・買取担当者等について

当業界における中古品の仕入買取価格については、金等のように相場があるものを除き、あらかじめ価格が決定しているものではありません。従って、商品の真贋鑑定を適正に行い適正価格で買取を行うことや質物の預りにおいても同様に真贋鑑定を適正に行う必要があります。そのため、大黒屋にあっては、人材の養成と確保への取り組みの強化が重要です。人材育成のため研修制度の充実や賃金体系を含めた人事制度の構築により対応しておりますが、このような買取担当者等の養成や確保が進まない場合や、買取担当者等の退職は大黒屋の仕入や店舗施策等に重要な影響を与え、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・為替変動について

大黒屋が取り扱う中古品は、大半が輸入ブランド品ではありますが、これらの仕入は円建で行われ、また、販売価格は仕入買取価格に連動して変動するため業績への影響は限定的と認識しておりますが、急激な為替相場の変動による国内外の需要の変化によって当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。なお、為替の円安傾向への変動は、販売において外国人旅行者にとって割安感が生まれ免税売上が増加します。一方、円高傾向への変動は、国内の購買層に割安感が生まれ国内売上増加に寄与します。

・商品在庫について

大黒屋の取扱商品は時代の流行や市場ニーズに合わせながら変化する商品が大半であり、商品が陳腐化し長期滞留在庫とならないように、常に在庫回転期間の目安として平均90日を維持することを念頭に置き販売価格を設定し適正在庫の維持に努めておりますが、その流行やニーズの変化により商品が陳腐化し長期滞留在庫を招く可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・質草の取扱について

質取引は、質屋営業法に基づき、顧客（質置主）から物品（有価証券等を含む）を質草として預り、流質期限まで当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質草をもってその弁済に充てる旨の約款を附して顧客に金銭を貸付けるものです。また、質契約の期限が経過したものと経過しようとするものに対して、利入れすることにより期限延長することが出来ます。顧客は流質期限前に、いつでも元利金を返済して、その質草を受け戻すことが出来ます。そのため、顧客に返却する質草については、劣化や盗難による紛失等に備えるため、法的に定められた保管場所である質蔵にて厳重に保管しており、劣化や盗難による紛失等による影響は限定的であると認識しておりますが、保管中の質草の劣化や盗難による紛失等があった場合には当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

・出店施策について

a. 新規出店について

大黒屋は、現在首都圏（18店舗）を中心に関西圏（4店舗）、東海地区（1店舗）及び九州地区（1店舗）にて24店舗を展開しております。

出店先の選定にあたっては、物件の状況、契約条件、周辺地域の人口やその動態、交通の便、競合他社の店舗の状況等を勘案して判断しております。このため、大黒屋の望む時期に望むような物件を確保出来ない場合、更に新店舗への設備投資、商品供給及び人材確保等が遅延した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

b. 賃借契約等について

大黒屋では、出店に際して賃借物件による店舗施策を基本方針としております。よって、当該物件を借り受けるに際し、賃貸人に対し、敷金及び保証金を差入れております。敷金及び保証金は、契約解消時に返還されることになっておりますが、賃貸人の事情によっては、その一部又は全額が回収出来なくなる可能性があります。また、大黒屋の都合で契約を中途解約した場合には、契約内容によってはこれらの一部が返還されなくなる場合があります。また、大半の店舗が賃借店舗であることから、何らかの理由により契約が更新できない場合、また、契約更新時などに賃料が上昇した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

c. 営業エリアの集中について

大黒屋においては、経営の効率化及び経営資源の集約化を図るべく首都圏、関西圏及び中部圏といった日本における三大都市圏に店舗展開しています。このため各都市圏において地震、風水害及びその他の異常な自然現象により、大黒屋が物的及び人的な損害を受けた場合、事業拠点の移転や損害を被った設備等の修復の為に多額の費用が発生し、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

更に、大黒屋が出店している地域において自然災害に起因して生じる電力不足、通信途絶及び運輸機能の停止等ライフラインの途絶が発生した場合、また、行政からの避難命令・勧告等により営業継続が困難となった場合にも当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

・法的規制について

a. 古物営業法に関する規制について

大黒屋が取扱う商品は「古物営業法」に定められた「古物」に該当するため、出店に際しては管轄する各都道府県公安委員会から営業許可を受けております。大黒屋では同法に従って適切に業務を遂行するため、古物台帳による管理の徹底、古物営業法に基づく社内マニュアルの整備、社員教育等を実施しております。本日現在大黒屋において許可の取消し事由は発生しておりませんが、万一同法に定める規則に違反した場合には、営業許可の取消し、又は営業停止等の処分を受ける可能性があります、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 質屋営業法に関する規制について

大黒屋は古物以外に「質屋営業法」に定められた質屋業を営んでおり、質屋の出店に際しては管轄する各都道府県公安委員会から営業許可を受けております。大黒屋では同法に従って適切に業務を遂行するため、質帳簿による管理の徹底、質屋営業法に基づく社内マニュアルの整備、社員教育等を実施しております。本日現在大黒屋において許可の取消し事由は発生しておりませんが、万一同法に定める規則に違反した場合には、営業許可の取消し、又は営業停止等の処分を受ける可能性があります、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. その他の法的規制について

大黒屋が規制を受けているその他の法律には、「特定商取引に関する法律」、「建築基準法」、及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等があります。なお、短時間労働者に対する社会保険適用基準の拡大等の各種法令の改正等に伴い、新たな対応コストが発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・有利子負債依存度について

株式会社大黒屋では、当連結会計年度末現在、資金調達は金融機関からの借入で行っております。大黒屋の仕入商品の買取は全て現金決済にて行われているため、常に運転資金が必要な事業形態となっております。また、業容拡大に伴う出店及び改装に係る費用を、主として金融機関からの借入により調達していることから、今後の出店及び商品調達の状況により、大黒屋の有利子負債依存度は比較的高水準で推移する可能性があります。

今後は業績拡大、収益性の向上により内部留保を確保し、財務体質の強化に努める方針ではありますが、金利動向等の金融情勢や取引金融機関の融資姿勢等の変化により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

・借入金の返済について

借入金は、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定額以上維持すること等により流動性リスクを管理しておりますが、業績の悪化等により借換先が見つからない場合や一時的な資金支出の増加により、弁済期日通りに借入金を返済できない場合、当社グループの事業及び財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。

・財務制限条項について

一部の借入金については、金融機関に流動資産及び固定資産の一部を担保に供しており、財務制限条項（レバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持）が付与されています。本条項に抵触し、金融機関より債権行使がなされた場合には、当社グループの財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。

電機事業のリスク

・製品の安全性について

電機事業においては、一世紀弱に及ぶ技術開発の成果として、多くの製品に工業所有権・ノウハウを有しておりますが、そもそも可燃性物質を取り扱う等厳しい環境下で使用される製品であること、昨今の仕入先の状況から来る品質の低下及び品質検査漏れ及び熟練工確保状況等によっては、製品の使用に関連して火災事故等の人命に関わる事態に巻き込まれる可能性があります。かかる状況においては、報道等の行われ方いかんによっては、問題のない製品及び当社グループへの信頼性の低下を招き、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

・法的規制について

当社グループは、防爆仕様の製品を製造することから、さまざまな法的（ガイドライン）規制を受けております。たとえば、労働安全衛生法に基づく国家検定に合格する必要がある製品や、電気用品技術基準に合格することが必要な製品等があります。当社グループは事業遂行にあたってこれら法令等に違反しないように監視する内部統制機能の充実に努めておりますが、結果として規制に適合しない可能性を完全に排除できる保証はありません。これら法令等の規制等を遵守できなかったことにより、企業としての信頼性の失墜につながる可能性があります、その場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、売上高が減少し、経常損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら、令和6年5月27日よりパイロットタイプの提供を開始している「おてがるブランド買取」を活用した他業種提携企業との共同施策が進む見込みであること、昨年11月30日に決議した第三者割当による新株予約権の行使が進む見込みであること、更に主要銀行へ追加の保証差入を行い、継続的な支援をいただける見込みであることから、資金繰りには問題なく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1)業績

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、長期化するウクライナ情勢やガザ地区での紛争といった地政学リスクの高まりによる資源価格の高騰や世界的な金融引き締め等による景気の下振れリスクに加え、中国経済は不良債権問題を抱えており、不透明な状態が続いております。わが国経済は、新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という。）感染症の5類への位置づけ変更による行動制限の解除と入国制限が撤廃されたことに伴うインバウンド需要の回復により、経済活動の正常化が進みました。また、賃金の上昇や日経平均はバブル期を超え4万円に達するなどプラスの状況も見られた一方で、国内における人件費増加や急激な円安の進行で物価高が進み、実質賃金は23ヶ月連続でマイナスになるなど厳しい景気の状況は続いているところです。

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境は、社会全体にあっては、持続可能な世界を目指すSDGs推進によるリユース意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれております。また、一昨年10月11日より渡航制限が撤廃されたことに伴うインバウンド復活もあり、買取・販売の増加が始まりつつあります。

当社グループでは、買取・販売の増加が見込まれることに伴い、今後の新たな収益機会に備えた体制を整え、攻めの経営に転じて参りました。しかしながら、他国のインバウンド客の増加と異なり、これまでの訪日外国人の大層を占めていた中国人観光客については、中国経済の不動産不況等に伴う不振により、主力の中国人訪日客数が予想より回復せず、また、店舗の買取も予想より下回ったため在庫量の増も厳しい状況であり、更に、消費税免税取引に問題があったということで税務調査で指摘を受け、消費税等を追納することといたしました。

そのような厳しい状況でしたが、昨年11月30日付で、当社連結子会社である株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）は、LINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」という。）との間で業務提携（以下「本業務提携」という。）契約を締結し、その共同施策として、「LINE」上で中古ブランド品を買取り、「おてがるブランド買取」の名称で「Yahoo!オークション」に出品し、落札結果に応じてお客様に還元する新サービスの概念実証（POC）の取組を開始することといたしております。当連結会計年度はLINEヤフーとの慎重な協議調整を行い、次期の概念実証に向けて着実に歩みを進めてきたところです。この新たな資金需要に対して、当社では直接金融として昨年11月30日に第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の募集により総額約21億円の調達を決議しました。更に、大黒屋においては、昨年10月23日に銀行団との間で長期運転資金として46億円の融資（借替え）を受けました。今後、新株予約権の行使が進み資金が大黒屋に還元されること及びその他ファイナンスの実施等により、落ち込んだ在庫水準をコロナ前の水準に戻すことに努めていきます。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高及び利益は、前連結会計年度と比較し在庫水準が低いことから売上及び利益は減少するも、大阪の店舗を中心に粗利率の高い商品の在庫回転期間が縮小したことで売上総利益率は29.8%と前年同期比で1.8%改善となりました。

(売上高)

当社グループの当連結会計年度の売上高は、10,967百万円（前年同期比1,480百万円減、同11.9%減）となりました。その主な要因は以下の通りであります。

まず、当社グループの根幹会社である大黒屋において、当事業年度の売上高は10,671百万円（前年同期比1,492百万円減、同12.3%減）となりました。

この減少要因は、これまでの訪日外国人の大層を占めていた中国人観光客について当初予想されていた中国当局によるツアー渡航制限が昨年8月10日まで解禁されなかったことやその後の不動産不況等に伴う中国経済の不振により訪日客数が回復しなかったことから、2023年は2019年に比してまだ75%減の状況であり売上回復につながりませんでした。また、コロナ下においてリスク回避のために在庫水準を最低水準としたことやファイナンスの約定弁済に伴う運転資金の減少等により、在庫水準がコロナ前の水準と比べ約23億円減少（35億円規模、現在12億円規模）したことによるものです。

売上の内訳は、リアル店舗全体での売上高（リアル店舗による販売のこと：以下「リアル」という。）は減少し、リアル5,827百万円（前年同期比53百万円減、同0.9%減）となり、本部商品売上高（古物業者市場等への販売のこと）は、2,483百万円（前年同期比948百万円減、同27.6%減）となりました。

また、ネット店舗商品売上高（インターネットによる店舗販売のこと：以下「ネット」という。）においては広告効率の改善などの継続的なEC販売の強化活動を展開したものの、在庫水準の低下により1,335百万円（前年同期比517百万円減、同27.9%減）となりました。

併営する質料収入においては、質屋事業が庶民金融として生活に定着していることから、順調に推移し質料（貸付金利息）は880百万円（前年同期比34百万円増、同4.0%増）となりました。なお、質草預りに伴う営業貸付金残高（2,108百万円）は、ほぼ横ばいで推移しており今後も質料アップが期待されます。

更に、越境関連としましては、越境EC、ライブショッピング等の売上が374百万円（前年同期比446百万円減）と減少しています。なお、2021年7月より開始したChrono24は255百万円と順調に推移しております。

(利益)

当社グループ営業損失は143百万円(前年同期比268百万円減)となりましたが、その主な要因は以下の通りであります。

まず、大黒屋において売上総利益は3,163百万円(前年同期比218百万円減、同6.5%減)となりました。この要因は店舗商品売上総利益(リアル)が1,348百万円(前年同期比6百万円の増加、同0.4%増)、店舗商品売上総利益(ネット)は316百万円(前年同期比95百万円減、同23.2%減)となり、本部商品売上高の売上総利益は578百万円(前年同期比176百万円減、同23.3%減)となりました。大黒屋全体の売上総利益率は29.6%(前期比1.8%の改善)と改善しており、その要因は、入国者数上限撤廃によるインバウンド回復見込み等に伴い、買取価格及び販売価格を見直したためです。また質料(貸付金利息)は880百万円(前年同期比34百万円増、同4.0%増)となりました。なお、質料収入はそのすべてが売上総利益となります。

大黒屋の販売費及び一般管理費につきましては、ポスト・コロナを見据え費用対効果の観点から広告宣伝効率を改善しながら広告投資を積極的に行った結果、2,937百万円(前年同期比64百万円増、同2.2%増)となりました。なお、大黒屋では、のれんを計上しているため、当連結会計年度の償却費541百万円を販売費及び一般管理費に含めておりますが、連結決算においては、のれん償却費を消去するため、当該金額を控除した金額で記載しております。

以上の結果、大黒屋の営業利益は226百万円(前年同期比282百万円減)となりました

一方、連結決算では上記の通り大黒屋ののれん償却費が相殺されることにより143百万円の営業損失(前年同期比268百万円減)となりました。当社グループの経常損失は、446百万円(前年同期比410百万円増)となりました。これは上記営業利益の減少と融資の借替えに伴う手数料の増加によるものです。

東京国税局(以下「当局」といいます。)から令和4年3月期及び令和5年3月期における輸出免税取引に係る消費税等の取扱いについて指摘を受け、修正申告書を提出することとなり、当該修正申告に係る加算税等を特別損失として55百万円計上しております。

以上の結果、当社グループの税金等調整前当期純損失につきましては552百万円(前年同期比482百万円増)となりました。

また、当局から上記の指摘を受け、過年度決算を修正し過年度の売上高を減額したことにより、法人税が還付されるため、法人税等還付税額として48百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は539百万円(前年同期比260百万円増)となりました。

なお、大黒屋において企業評価指標の一つであるEBITDAは、売上総利益率の改善はしたものの、営業利益の減少により272百万円(前年同期比290百万円の減少)となりました。

以上の通り、当連結会計年度において減収減益決算となりました。

セグメント別の業績の状況につきましては以下の通りであります。

イ．質屋、古物売買業

当連結会計年度における質屋、古物売買業の売上高及び営業利益は、それぞれ10,671百万円（前年同期比1,498百万円の減少、同12.3%減）、192百万円（前年同期比265百万円の減少、同57.9%減）となりました。

その主な要因につきましては、業績の概況にて記載しましたように、大黒屋における在庫水準の低下によるもので、売上高及び営業利益は減少しております。

ロ．電機事業

当連結会計年度における電機事業の売上高及び営業利益は、それぞれ295百万円（前年同期比17百万円の増加、同6.5%増）、77百万円（前年同期比14百万円の増加、同22.7%増）となりました。

電機事業においては、今もなお電機業界全体において設備投資の抑制が続いていることもあり、最終ユーザーによる設備の新設工事や点検工事などは年々減少しているのが実情であります。また、資材（原材料）価格の上昇や後継者不足による小規模下請け業者の廃業など、より一層厳しい環境が続いており、当社の電機事業にも大きな影響を与えています。

このような状況の下、当社電機事業部門におきましては、適正な利益を確保するため常に販売価格の見直しを行うとともに、製造原価の上昇を抑えるべく仕入先の転換（新規仕入先の拡充等）、現行取引ユーザーとの協力体制の拡充等、さまざまな手法をとって利益率の確保を目指し改善を行っております。

(2)財政状態に関する説明

当連結会計年度における、資産、負債及び純資産の状況は以下の通りであります。

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は、5,165百万円となり、前連結会計年度末に比べ205百万円の減少となりました。これは主に商品及び製品が251百万円減少した一方、受取手形及び売掛金が62百万円増加したことによるものであります。固定資産は、1,353百万円となり、前連結会計年度末に比べ18百万円の増加となりました。

この結果、総資産は6,518百万円となり、前連結会計年度末に比べ186百万円減少いたしました。

（負債）

当連結会計年度における流動負債は4,842百万円となり、前連結会計年度末に比べ732百万円の減少となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が1,050百万円減少したことによるものであります。固定負債は1,039百万円となり前連結会計年度末に比べ943百万円の増加となりました。これは主に長期借入金が850百万円増加、新株予約権付社債が100百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、5,882百万円となり、前連結会計年度末に比べ211百万円増加いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、635百万円となり、前連結会計年度末に比べ398百万円の減少となりました。

この結果、自己資本比率は0.0%（前連結会計年度末は6.0%）となりました。なお、今後、新株予約権の行使が進むことにより純資産が増加し、自己資本比率が改善していく見込みです。

(3)当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、948百万円となり、前連結会計年度末から46百万円の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、430百万円の支出（前年同期は、254百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失552百万円、棚卸資産の減少242百万円が影響を与えております。

（投資活動のキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、3百万円（前年同期は、0百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出77百万円及び差入保証金の差入による支出23百万円に対し、差入保証金の回収による収入39百万円及び短期貸付金の回収による収入70百万円が影響を与えております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、466百万円（前年同期は、400百万円の支出）となりました。これは、主に、短期借入金の増加額390百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入168百万円が影響を与えております。

(2) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	前年同期比(%)
電機事業(千円)	139,454	2.5

(注)金額は製造原価によっております。

商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	前年同期比(%)
電機事業(千円)	43,214	17.8
質屋、古物売買業(千円)	7,259,010	10.2
合計(千円)	7,302,225	10.1

受注実績

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
電機事業(千円)	306,065	10.8	54,847	24.6

(注)金額は販売価格に基づいており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	前年同期比(%)
電機事業(千円)	295,231	6.5
質屋、古物売買業(千円)	10,671,968	12.3
報告セグメント計(千円)	10,967,199	11.9
その他(千円)		
合計	10,967,199	11.9

(注)金額は販売価格に基づいております。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1)重要な会計方針及び見積り

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成に際しましては、当連結会計年度末における資産・負債の報告数値及び当連結会計年度における収益・費用の金額に影響を与える重要な会計方針及び各種引当金等の見積り方法（計上基準）につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(2)当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、「業績等の概要（1）業績」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度末の財政状態の分析

当連結会計年度における、資産、負債及び純資産の状況は以下の通りであります。

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は、5,165百万円となり、前連結会計年度末に比べ205百万円の減少となりました。これは主に商品及び製品が251百万円減少した一方、受取手形及び売掛金が62百万円増加したことによるものであります。固定資産は、1,353百万円となり、前連結会計年度末に比べ18百万円の増加となりました。

この結果、総資産は6,518百万円となり、前連結会計年度末に比べ186百万円減少いたしました。

（負債）

当連結会計年度における流動負債は4,842百万円となり、前連結会計年度末に比べ732百万円の減少となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が1,050百万円減少したことによるものであります。固定負債は1,039百万円となり前連結会計年度末に比べ943百万円の増加となりました。これは主に長期借入金が850百万円増加、新株予約権付社債が100百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、5,882百万円となり、前連結会計年度末に比べ211百万円増加いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、635百万円となり、前連結会計年度末に比べ398百万円の減少となりました。

この結果、自己資本比率は 0.0%（前連結会計年度末は6.0%）となりました。なお、今後、新株予約権の行使が進むことにより純資産が増加し、自己資本比率が改善していく見込みです。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「業績等の概要 (3)当期のキャッシュ・フローの概況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フロー関連指標の推移

	令和2年 3月期	令和3年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和6年 3月期
自己資本比率(%)	20.6	14.4	9.3	6.0	0.0
時価ベースの自己資本比率(%)	23.9	60.6	77.8	102.9	66.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	7.3	-	12.1	18.5	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	4.7	-	3.5	2.2	-

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

(注1) いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

(注2) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注3) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

(注4) 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。

(注5) 令和3年3月期及び令和6年3月期の「キャッシュ・フロー対有利子負債比率」及び「インタレスト・カバレッジ・レシオ」については、営業キャッシュ・フローがマイナスのため、記載しておりません。

資金需要の主な内容

当社グループの経常的な資金需要のうち主なものは、電機事業における製品製造のための原材料購入、外注費用及び製造経費、質屋、古物売買業における中古ブランド品の買取及び質草を担保とした資金の貸付け、その他、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。

当社グループは、営業キャッシュ・フローや金融機関からの借入れ、必要に応じて株式発行等を行い、十分な資金を確保し財政基盤を強化してまいります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通りであります。

5【経営上の重要な契約等】

(当座貸越契約の期限延長)

1. 経緯

大黒屋では、令和5年6月13日付「当社連結子会社の株式会社大黒屋における当座貸越契約締結に関するお知らせ」にて公表しました、りそな銀行との極度500百万円の当座貸越契約につきまして、同年10月23日に期限が到来する事から、鋭意交渉を重ねて参りましたが、同年10月23日付で当該当座貸越と同条件にて期限延長する事になりました。

2. 変更内容

(1) 契約期限

(変更前)	(変更後)
令和5年10月23日	令和5年11月30日

(2) 原当座貸越の概要

借入先	りそな銀行
貸越極度額	500百万円
利率	日本円TIBOR+5.00%
契約締結日	令和5年6月13日
当座貸越利用開始日	令和5年6月15日
契約期限	令和5年10月23日
資金使途	運転資金
担保	無担保

(当座貸越契約の期限延長及び極度額の変更)

1. 経緯

大黒屋では、令和5年6月13日付「当社連結子会社の株式会社大黒屋における当座貸越契約締結に関するお知らせ」にて公表しました、りそな銀行との極度500百万円の当座貸越契約につきまして、同年10月23日付開示の「当社連結子会社の株式会社大黒屋における当座貸越契約の期限延長に関するお知らせ」にて、同年11月30日まで期限延長しておりますが、その期限到来に基づき、鋭意交渉を重ねて参りましたところ、同年11月30日付で当該当座貸越極度額を1億円減額して期限延長する事になりました。

2. 変更内容

(1) 契約期限及び極度額

	(変更前)	(変更後)
期限	令和5年11月30日	令和5年12月29日
極度額	500百万円	400百万円

(2) 原当座貸越の概要

借入先	りそな銀行
貸越極度額	500百万円
利率	日本円TIBOR+5.00%
契約締結日	令和5年6月13日
当座貸越利用開始日	令和5年6月15日
契約期限	令和5年11月30日
資金使途	運転資金
担保	無担保

(当座貸越契約の期限延長及び極度額の変更)

1. 経緯

大黒屋では、令和5年6月13日付「当社連結子会社の株式会社大黒屋における当座貸越契約締結に関するお知らせ」にて公表しました、りそな銀行との極度500百万円の当座貸越契約につきまして、同年10月23日及び同年11月30日付開示の「当社連結子会社の株式会社大黒屋における当座貸越契約の期限延長に関するお知らせ」にて、同年12月29日まで期限延長しておりますが、その期限到来に基づき、鋭意交渉を重ねて参りましたところ、同年12月28日付で当該当座貸越極度額を1億円減額して期限延長する事になりました。

2. 変更内容

(1) 契約期限及び極度額

	(変更前)	(変更後)
期限	令和5年12月29日	令和6年4月30日
極度額	400百万円	300百万円

(2) 原当座貸越の概要

借入先	りそな銀行
貸越極度額	500百万円
利率	日本円TIBOR+5.00%
契約締結日	令和5年6月13日
当座貸越利用開始日	令和5年6月15日
契約期限	令和5年12月29日
資金使途	運転資金
担保	無担保

(資金の借替)

1. 経緯

大黒屋では、令和2年10月20日に東京スター銀行他より総額5,500百万円、資金の借入を行い、約定弁済を重ねて参りました結果、令和5年10月18日時点で4,500百万円の借入残高となっており、当該借入金の期限は令和5年10月23日となっております。

この度、大黒屋において東京スター銀行、りそな銀行およびハナ銀行との間で交渉を行い、総額4,600百万円の融資(借替え)を受けることについて同年10月18日付けで、3行との間で融資契約の締結に至った次第です。

2. 本借入の概要

(1) コミットメントライン

借入先	東京スター銀行、りそな銀行及びハナ銀行
設定する資金調達枠	3,600百万円
借入額に対する金利	日本円 TIBOR+2.25%
契約締結日	令和5年10月18日
借入日	令和5年10月23日
当初借入金額	東京スター銀行 1,750百万円 りそな銀行 1,750百万円 ハナ銀行 100百万円 合計 3,600百万円
資金使途	運転資金
担保	有担保

(2) タームローン

借入先	東京スター銀行及びりそな銀行
借入金額	東京スター銀行 500百万円 りそな銀行 500百万円 合計 1,000百万円
金利	日本円 TIBOR+2.25%
契約締結日	令和5年10月18日
借入日	令和5年10月23日
満期日	令和8年10月23日
担保	有担保

(3) 財務制限条項

財務コベナンツの遵守として、グロス・レバレッジ・レシオ(タームローンのみ対象)、経常利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、投融資制限、株式公開制限、証券発行制限、株式処分制限、事業目的変更制限、出店等に関する制限及び定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。

従いまして、大黒屋は、余剰キャッシュフローが発生しない限り、剰余金の配当を実施することができません。

3. 本借入の資金の使途

令和5年10月18日時点で、大黒屋の令和2年10月20日に締結した借入金の残高は、コミットメントライン3,500百万円、タームローン1,000百万円となっております。

今般の融資契約締結に基づき令和5年10月23日付けで実行するコミットメントライン借入金3,600百万円及びタームローン1,000百万円により、当該既存借入金を返済し、残り100百万円は運転資金に充当して借替えを完結します。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、87百万円であります。これは主に、子会社である大黒屋の吉祥寺パルコ店、仙台パルコ店及び船橋店に係る設備投資資金であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

令和6年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	年間賃借料 (千円)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計		
本社事務所 (東京都港区)	電機事業 その他	統括及び販売 業務施設	-	0	0	-	0	8 (2)	7,989
小山工場 (栃木県小山市)	電機事業	生産設備	0	0	0	-	0	4 (5)	15,600
合計			0	0	0	-	0	12 (7)	23,589

(注) 従業員数の()内は、臨時従業員の年間の平均人員数を外書しております。

(2) 国内子会社

令和6年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	年間賃借料 (千円)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器具 及び備品	建設 仮勘定	土地 (面積㎡)	合計		
大黒屋	管理本部 (東京都港区) ほか24支店等	質屋、古物 売買業	統括施設	184,398	0	22,951	-	41,446 (2,066.59)	248,796	136 (42)	816,532

(注) 1. 国内子会社の一部の店舗は賃借しております。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者の年間の平均人員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しています。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	312,000,000
計	312,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (令和6年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和6年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	120,213,866	120,213,866	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	120,213,866	120,213,866		

(注)1 「提出日現在発行数」欄には、令和6年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注)2 発行済株式のうち14,286,900株は、現物出資(債権 880百万円)によるものであります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 第15回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

	当事業年度末現在 (令和6年3月31日)
決議年月日	平成28年3月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名 当社監査役 3名
新株予約権の数(個)(注)3	2,876
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)(注)3	
新株予約権の目的となる株式の種類(注)3	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	287,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1
新株予約権の行使期間(注)3	平成28年3月30日の翌日から30年以内。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)(注)3	発行価額 85.49 資本組入額 42.75
新株予約権の行使の条件(注)3	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項(注)3	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)3	(注)2

(注)1 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

本新株予約権者が死亡したときは、その直前において、に基づく本新株予約権を行使できた場合又は死亡により当社の取締役若しくは監査役の地位を喪失することとなった場合には、その相続人は、本新株予約権を相続し、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。上記にかかわらず、相続人が行使できる期間は被相続人である本新株予約権者が当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日から1年以内とする。

新株予約権者は、上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合には、当該承認

日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、第14項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権が新たに交付されるものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡に関する事項に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は当社取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

以下に掲げる議案につき当社の株主総会又は取締役会で承認された場合は、当社は、当社の取締役会が別途決定する日において、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約の承認

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画の承認

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更の承認

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の承認

新株予約権の行使により発生する一株に満たない端数の切り捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 3 当事業年度の末日（令和6年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和6年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

第19回新株予約権

決議年月日	令和5年6月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名
新株予約権の数(個) (注)3	115,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)3	普通株式 11,500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3	54
新株予約権の行使期間 (注)3	自 令和6年5月15日 至 令和11年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)3	発行価格 54 資本組入額 27
新株予約権の行使の条件 (注)3	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)3	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)3	(注)2

(注)1 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、大黒屋の令和6年3月期以降、令和11年3月期までのいずれかの事業年度における EBITDA (損益計算書における営業利益に減価償却費、差入保証金償却費、及びのれん償却額を加算した金額をいう。)が1,136百万円以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、会計基準の改正等により参照すべき営業利益、減価償却費、差入保証金償却費、及びのれん償却額概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を合理的に調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(注) 3 当事業年度の末日（令和6年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和6年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】
第20回新株予約権

決議年月日	令和5年11月30日
新株予約権の数(個) (注)5	412,135
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)5	普通株式 41,213,500
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)5	52
新株予約権の行使期間 (注)5	自 令和5年12月22日 至 令和7年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)5	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件 (注)5	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)5	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)5	(注)4

(注)1 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権です。

(注)2 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

令和6年6月24日(以下「決定日」という。)に終了する15営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ)(以下「決定日価額」という。)が、決定日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、令和6年7月1日(以下「修正日」という。)以降、決定日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額(26円)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。このように、行使価額が修正された場合には、新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加することがあります。

令和5年12月22日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

令和5年12月22日以降、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値が5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合(このような状態になった日を以下「到達日」という。)、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得します。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。

(注)3 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使はできない。
本新株予約権の一部行使はできない。

(注)4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の条項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(注) 5 当事業年度の末日（令和6年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和6年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	令和5年11月30日
新株予約権の数（個）（注）5	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）5	普通株式 1,923,040
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）5	1 出資される財産の内容及び価額（算定方法） (1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資する。 (2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額2,500,000円とする。 2 転換価額 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる転換価額は、52円とする。
新株予約権の行使期間（注）5	自 令和5年12月22日 至 令和7年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）5	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件（注）5	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項（注）5	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）5	(注) 4
新株予約権付社債の残高（千円）（注）5	100,000

(注) 1 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等です。

(注) 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質
令和6年6月24日（以下「決定日」という。）に終了する15営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均の90％に相当する金額（1円未満切り上げ）（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、令和6年7月1日（以下「修正日」という。）以降、決定日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（26円）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。このように、転換価額が修正された場合には、新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加することがあります。
当社は、令和5年12月22日以降、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者に対し事前の通知（撤回不能とします。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で繰上償還することができます。

(注) 3 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社の普通株式とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は本新株予約権付社債の条項と同様の調整に服する。合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権付社債の条項で定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継会社等の新株予約権の行使の条件

本新株予約権付社債の条項に準じて決定する。

承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編行為が生じた場合

本新株予約権付社債の条項に準じて決定する

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(注) 5 当事業年度の末日（令和6年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和6年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第20回新株予約権

	第4四半期会計期間 (令和6年1月1日から 令和6年3月31日まで)	第115期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	32,310	32,310
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	3,231,000	3,231,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	52	52
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	168,012	168,012
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	32,310
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	3,231,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	52
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	168,012

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (令和6年1月1日から 令和6年3月31日まで)	第115期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和元年7月4日 (注)	6,400	116,982,866	276	2,955,414	276	1,320,796
令和6年1月23日 ~令和6年3月28日 (注)	3,231,000	120,213,866	84,232	3,039,646	84,232	1,405,028

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

令和6年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	31	120	26	175	23,934	24,287	-
所有株式数 (単元)	-	3,689	41,359	81,236	14,706	15,239	1,045,423	1,201,652	48,666
所有株式数の 割合(%)	-	0.306	3.441	6.760	1.223	1.268	86.998	100.00	-

(注) 自己株式12,353株は、「個人その他」に123単元及び「単元未満株式の状況」に53株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和6年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
小川 浩平	東京都港区	14,228	11.84
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4-10	3,000	2.50
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	1,378	1.15
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,253	1.04
魚津海陸運輸倉庫株式会社	富山県魚津市三ヶ227-73	1,136	0.95
田村 都志雄	富山県魚津市	652	0.54
新井 清久男	長野県長野市	633	0.53
株式会社北海道カイリック	富山県魚津市三ヶ227の73	630	0.52
高橋 幹治	山口県山口市	535	0.45
古賀 裕己	福岡県北九州市	513	0.42
計		23,958	19.93

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

令和6年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 12,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 120,152,900	1,201,529	-
単元未満株式	普通株式 48,666	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	120,213,866	-	-
総株主の議決権	-	1,201,529	-

(注)「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

令和6年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大黒屋ホールディングス株式会社	東京都港区港南 四丁目1番8号	12,300	-	12,300	0.01
計		12,300	-	12,300	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	210	10,420
当期間における取得自己株式	35	1,260

(注) 当期間における取得自己株式には、令和6年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	12,353	-	12,388	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和6年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社における配当政策の基本方針は、収益状況に対応した利益還元を重要な経営方針と位置付け、配当を行うことを基本としておりますが、依然として民間設備投資の見合わせなどにより市場規模の小さい業界の中で受注競争の激化に歯止めがかからず、極めて厳しい状況下にあります。

このような状況の中で継続的に経常損失が発生しており、誠に遺憾ながら当期も無配とさせていただきます。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

前述のとおり、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性・透明性を向上させ、株主・顧客・従業員・取引先など利害関係者の皆様に対して企業価値を創造し、最大化するために当社自らを律する事と考えております。更に、社会の構成員であることを自覚し、法令・社会規範を遵守し、これら理念に基づいた当社グループ内コンプライアンス体制の構築に取り組んでおります。当社グループでは、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同条第3項に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要および実施状況等

当社は公開会社かつ大会社として、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人の機関を備えております。当社の経営機関は、会社法に規定されている取締役会と監査役会を柱としており、経営機能及び効率向上のため、以下のような機関を設置しております。

(取締役及び取締役会)

- ・当社の取締役は、令和6年6月27日現在5名という構成となっております。原則として毎月1回開催されます取締役会において、経営方針等に関わる重要な事項の意思決定や各部門の業務執行の監督を行っております。
- ・監督機能の一層の強化を図り、取締役会の適切な意思決定を行うため、社外取締役を2名選任しております。
- ・取締役候補者の選定につきましては、人格・識見・実績を勘案し、取締役会において協議の上決定しております。
- ・当事業年度において当社は取締役会を年11回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小川 浩平	11回	11回
辛 羅林	11回	6回
鞍掛 法道	11回	11回
伴野 健二	11回	11回
中岡 邦憲	11回	11回

取締役会における具体的な検討内容として、他社との業務提携、決算承認等があります。

(監査役及び監査役会)

- ・当社は監査役会制度を採用しており、令和6年6月27日現在監査役3名（うち、社外監査役2名）の構成となっており、監査役会の開催をはじめ、毎期策定する監査方針に基づき、取締役会等の重要な会議体への出席や、会計監査人との連携を取りながら、業務監査等の監査業務を通して、取締役及び従業員の職務執行状況を監査しております。
- ・社外監査役の1名は弁護士として長年業務に従事しております。
- ・令和6年3月期の監査役会は6回開催され、監査計画の策定や取締役の執行状況の監査を行いました。

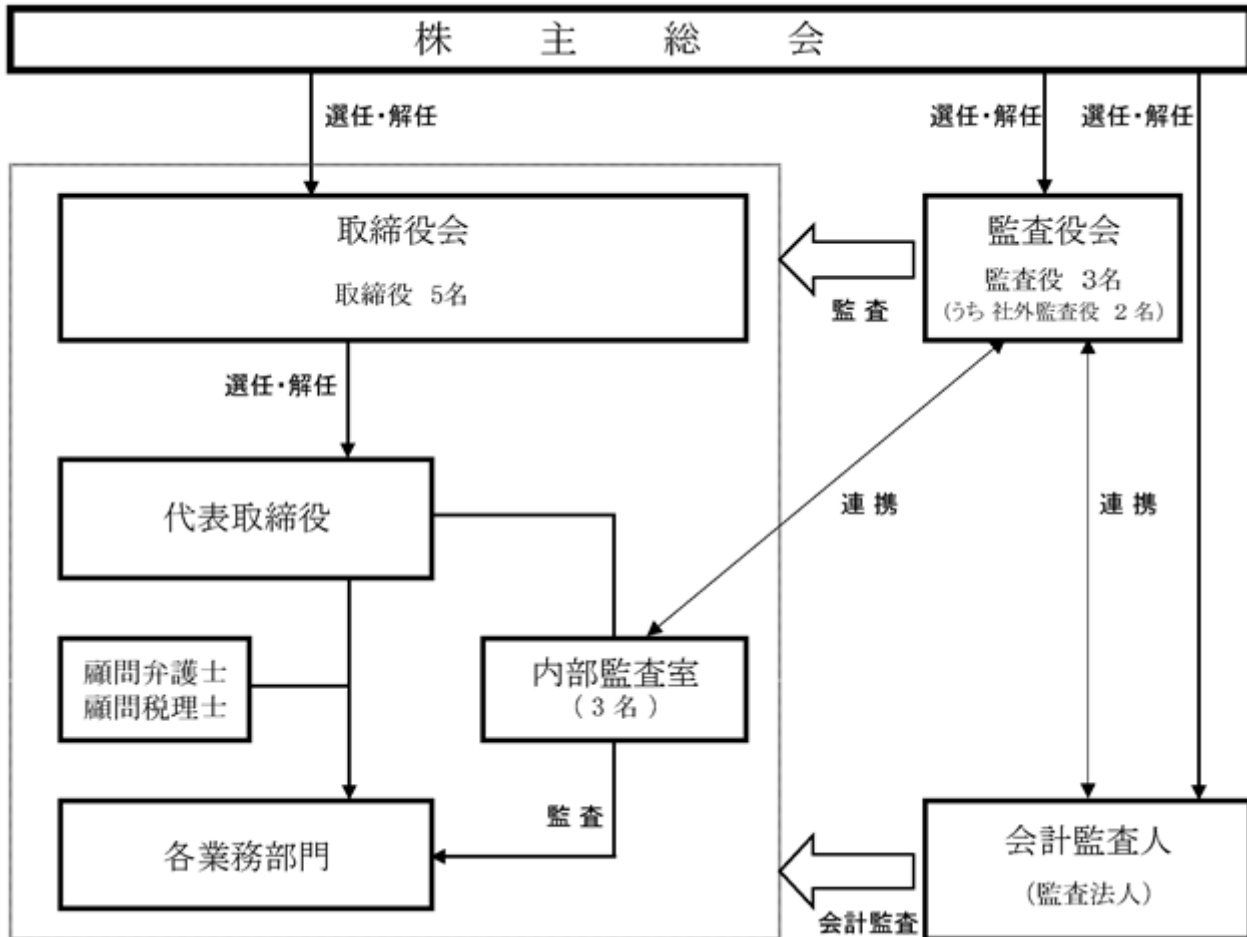
(会計監査及び法令遵守)

- ・当社は会計監査人を選任しており、会計監査を受けております。主に財務諸表等に関して一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等への準拠性及びその表示方法等の適正性のチェックを中心としております。その他業務執行に際して発生する問題への対処については、法令遵守を念頭に置きながら慎重に対応し、必要に応じて顧問弁護士等第三者の有識者へ相談しております。

(内部監査)

- ・他部兼務の内部監査担当3名からなる代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内全体を対象として監査を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると次のようになります。



ロ．当該体制を採用する理由

当社においては、独立性を保持する社外監査役2名（うち、1名は弁護士）を含む監査役会及び各監査役が、外部の会計監査人及び内部監査部門である内部監査室との連携を通じて行う監査と、独立性を保持する社外取締役2名を含む取締役会による経営上の意思決定と業務執行の監督とが協働することにより、コーポレート・ガバナンスの有効性が十分に担保されていると考えます。

また、当社は従来より高度な専門性などが要求される意思決定や業務執行については、随時複数の法律事務所や経営コンサルティング会社等外部専門家のアドバイスを受けており、当社の売上規模・従業員数から考えると上記のような体制が最適であると考えております。

ハ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において内部統制システム運用に係る計画書を承認し、その運用に取り組んでおります。内部監査室を中心とした運用整備活動では、主に業務プロセスに係る内部統制システムの運用状況において、社内規程や各種法令等への準拠性の監査を実施・評価し、その結果を取締役社長へ報告するとともに、随時当該部門へ是正を通知しております。

また当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同条第3項に基づき、業務の適正を確保する為、取締役会において以下の内部統制システム構築の基本方針を定め、それに基づき内部統制の整備を行っております。

・当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

- ・ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、及び廃棄に関する規程に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。
当社の取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。
当社の監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。
- ・ 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規程を定め、当社グループを取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。
不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。
- ・ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することになっている。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。
- ・ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループに属する子会社が定める重要な稟議事項や事故報告については、兼務役員が適宜情報を取り纏め、当社への報告を適宜行うとともに、当社において、当該子会社に対して必要に応じ報告を求める。
イ 子会社における法令遵守、リスク管理を確保するための体制等
当社は、子会社において法令遵守、リスク管理が適正に行われるように、子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。
再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。
- ・ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として人事総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ・ 当社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものは、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を当社の監査役に報告する。
当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社の取締役又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものにその説明・報告を求めることができるものとする。
- ・ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
- ・ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査役は、当社グループの会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

以上当社グループは、健全な企業活動を継続する為、上記の事項を基本方針と定め、内部統制システムの整備に継続的に努めるとともに、内部監査室を中心として、財務報告に係わる運用監視を重点として、規定に基づく運用監査を実施しております。

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 >

当社グループは、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、グループ全体で断固として対決します。また、反社会勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの不当な要求に屈することなく、法的手段により解決します。

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制としては、本社総務部を対応統括部署として、情報の一元管理を行い、警察等の外部専門機関や特防協等の関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除の為の社内体制の整備強化を推進して参ります。

二．責任限定契約の内容の概要

取締役及び監査役は、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役・監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定めております。

また、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人は、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額、会計監査人は500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ホ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当

半期毎の機動的な株主への利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	小川 浩平	昭和31年9月14日生	昭和54年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 昭和54年4月 (株)トーメン入社 昭和62年6月 コロンビア大学経営大学院修士課程修了 昭和62年9月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー入社 平成6年11月 ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル・リミテッド入社 平成6年12月 同社代表取締役 平成9年5月 当社顧問 平成9年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成21年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディングス(株)) 取締役 平成22年7月 (株)大黒屋取締役 平成22年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディングス(株)) 取締役社長(現任) 平成24年8月 (株)大黒屋代表取締役社長(現任) 平成27年10月 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED ディレクター(現任) 令和3年3月 上海黛庫商業有限公司董事長(現任)	(注)3	14,228
取締役	辛 羅 林	昭和24年8月21日生	昭和55年 北京大学大学院卒業 昭和55年 オーストラリア国立大学特別研究員早稲田大学客員研究員 昭和58年 カナダプリティッシュコロンビア大学名誉研究員 昭和60年 Potter Warburgシニアファイナンスアドバイザー 平成3年 ヤオハンインターナショナル会長アドバイザー及び副会長 平成4年 三井物産グループ特別顧問 平成5年 オーストラリア Hambros アジアンキャピタルホールディングスLTD名誉会長(現任) (香港証券取引所上場) Oriental Technologies Investment Ltd.取締役(オーストラリア証券取引所上場) Sinolink Worldwide Holdings Ltd.取締役(現任)(香港証券取引所上場) Enerchina Holdings Ltd.取締役(香港証券取引所上場) オーストラリア ニューサウスウェールズ州治安判事(現任) 平成16年6月 当社取締役(就任) 平成18年6月 当社取締役(退任) 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成22年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディングス(株)) 取締役(現任) 平成28年6月 (株)大黒屋 取締役(現任) 令和5年 Beijing Sports and Entertainment Industry Group Ltd. 取締役(香港証券取引所上場)(現任) 令和5年 Central China Real Estate Ltd.取締役(香港証券取引所上場)(現任)	(注)3	-
取締役	鞍掛 法道	昭和24年4月19日生	昭和48年3月 東京都立大学経済学部卒業 昭和48年4月 (株)日本不動産銀行入行(現(株)あおぞら銀行) 平成12年6月 同行執行役員兼投資銀行部長 平成14年4月 同行常務執行役員審査部・調査部管掌 平成16年4月 同行常務執行役員本店営業本部長 平成17年9月 森ビル(株)都市開発本部不動産投資顧問室長 平成19年7月 (株)SMGパートナーズ取締役会長 平成20年11月 東京債権回収(株)代表取締役社長 平成22年10月 (株)gumi 監査役 平成23年11月 同社取締役 平成24年8月 (株)大黒屋取締役(現任) 平成24年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディングス(株)) 取締役(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	伴野 健二	昭和19年7月9日生	昭和42年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 昭和42年4月 山一證券(株)入社 平成6年6月 同社 取締役ヨーロッパ本部長(ロンドン駐在) 平成8年6月 同社 常務取締役資本市場本部長 平成12年1月 (株)トランサーチンターナショナル入社 取締役副社長 平成21年7月 同社 顧問 平成23年6月 当社 監査役 平成24年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株)) 監査役 平成27年6月 当社監査役 退任 平成27年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	中岡 邦憲	昭和32年3月19日生	昭和55年3月 慶應義塾大学商学部卒業 昭和55年4月 (株)四国銀行入行 平成9年9月 (株)エスシステム入社 平成12年11月 (株)パネット 代表取締役 平成13年5月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株)) 社外監査役 平成13年6月 (株)スクウェア 社外監査役 平成17年8月 (株)スマートコミュニティ 取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	永井 卓	昭和31年10月5日生	昭和55年4月 川田工業(株)入社 昭和56年1月 (株)飛鳥総合企画設計部入社 平成元年12月 エーアート(株)設立 代表取締役 平成12年3月 東海観光(株)監査役 平成13年6月 当社監査役 平成14年3月 東海観光(株)取締役 平成16年4月 当社顧問 平成16年6月 当社取締役 平成22年6月 当社監査役(現任) 平成23年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株)) 監査役(現任) 平成24年8月 (株)大黒屋監査役(現任)	(注)4	-
監査役	栃木 敏明	昭和24年4月16日生	昭和54年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成7年5月 のぞみ総合法律事務所創業パートナー(現任) 平成10年4月 第二東京弁護士会副会長 平成18年9月 株式会社十六銀行監査役 平成22年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成23年5月 日本弁護士政治連盟副理事長 平成23年6月 当社監査役(現任) 平成26年6月 株式会社ヨコオ社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	粕井 滋	昭和27年1月21日生	昭和49年3月 同志社大学社会学部卒業 昭和49年4月 総合商社入社 昭和52年2月 (株)日本マーケティングセンター(現(株)船井総合研究所)入社 昭和59年12月 同社組織運営部長 平成2年12月 同社東京第二開発部長 平成9年12月 同社社長室部長 平成12年1月 (株)コスモ開発代表取締役兼(株)船井総合研究所社長室部長 平成13年11月 プロフィット・パートナーズ(株)((株)船井総合研究所グループ会社)設立 平成24年2月 定年により退社 平成26年2月 粕井総合研究所設立 平成27年6月 当社監査役(現任) 令和3年6月 大黒屋グローバルホールディング(株)監査役(現任)	(注)5	-
計					14,228

- (注) 1. 取締役 伴野健二及び中岡邦憲は、社外取締役であります。
2. 監査役 栃木敏明及び粕井滋は、社外監査役であります。
3. 令和6年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 令和4年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 令和5年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

当社の社外取締役の員数は2名、社外監査役の員数は2名であります。

社外取締役 伴野健二氏は、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待できるため、社外取締役に選任しています。同氏は(株)トランサーチインターナショナルの元顧問であります。同社と当社ならびに同氏と当社の間には、人的・資本的・取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役 中岡邦憲氏は、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待できるため、社外取締役に選任しています。同氏は株式会社スマートコミュニティの取締役であります。同社と当社ならびに同氏と当社の間には、人的・資本的・取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 栃木敏明氏は、弁護士として企業法務に精通しており、日本弁護士連合会での活動や企業の社外監査役の経験から企業経営を統治する十分な見識を有しており、当社業務執行の適法性を監査する社外監査役として適任であると考えております。同氏と当社との間に人的・資本的関係はありませんが、同氏がパートナーとなっているのぞみ総合法律事務所は当社の顧問弁護士事務所であり、当社は同事務所に顧問弁護士料を支払っております。当社への経済的依存度は極めて低く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

社外監査役 粕井滋氏は、長年にわたる企業経営者としての幅広い知識経験を当社の監査に反映していただくことを期待できるため、社外監査役に選任しています。同社と当社ならびに同氏と当社の間には、人的・資本的・取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特別に定めてはおりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。なお、当社は社外取締役2名、社外監査役の2名全員を東京証券取引所に独立役員として届出しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

常勤監査役及び社外監査役は会計監査人との定例会合を持ち、監査内容について情報交換を行うとともにその内容を監査役会に報告を行っています。また、監査役会は必要に応じて内部監査室と情報交換を行う体制をとっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査の組織、人員及び手続

当社は監査役会制度を採用しており、令和6年6月27日現在監査役3名（うち、社外監査役2名）の構成となっており、監査役会の開催をはじめ、毎期策定する監査方針に基づき、取締役会等の重要な会議体への出席や、会計監査人との連携を取りながら、業務監査等の監査業務を通して、取締役及び従業員の職務執行状況を監査しております。

社外監査役の1名は弁護士として長年業務に従事しております。

監査役及び監査役会の活動状況

令和6年3月期の監査役会は6回開催され、監査計画の策定や取締役の執行状況の監査を行いました。監査役の実務執行及び監査役会の出席率は以下の通りです。

氏名	取締役会	監査役会
永井卓	100%	100%
栃木敏明	100%	83%
粕井滋	100%	100%

当社における監査役監査は、監査役会で決定された監査の方針及び業務分担等に従い、(1)取締役、(2)業務執行、(3)内部監査、(4)会計監査の4つの領域についてのリスクや課題を検討し、年間の活動計画を定め、各領域に対する監査活動を行いました。監査役会における具体的な監査活動の概要は以下のとおりです。

(1)取締役	取締役会への出席
(2)業務執行	子会社（大黒屋グローバルホールディングス株式会社、株式会社大黒屋）の常勤監査役の兼任、子会社取締役会への出席 重要書類の閲覧・確認（重要会議の議事録・稟議・契約書等）
(3)内部監査	内部統制部門担当者との連携
(4)会計監査	会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告 会計監査人评价の実施

内部監査の状況等

内部監査の組織、人員及び手続

他部兼務の内部監査担当3名からなる代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内全体を対象として監査を実施しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携。これらの監査と内部統制部門との関係

常勤監査役及び社外監査役は会計監査人との定例会合を持ち、監査内容について情報交換を行うとともにその内容を監査役会に報告を行っています。また、監査役会は必要に応じて内部監査室と情報交換を行う体制をとっております。

内部監査の実効性を確保するための取組

当社は、内部監査部門が代表取締役のみならず取締役会ならびに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組み（デュアルレポート）を採用しております。また、内部監査担当は財務経理業務又は総務人事業務に知見を有する者、外国人から選任する等、多面的な観点から監査を行うことを意識しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

b. 継続監査期間

平成17年6月29日の株主総会における選任以降、19年間継続的に監査を受けております。

c. 業務を執行した公認会計士

武田 剛

関 和輝

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、税理士1名、その他6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社が監査法人を選定した理由については、当社及び当社グループの監査上のリスクを的確に把握しており、それに見合う監査を効率的に実施し、必要な時間をかけて監査を行っていることから、信頼できると判断したことによります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、定期的な監査役会との面談により、監査の実施状況の説明を受け、監査役会との質疑応答により、監査法人の評価は、妥当と認識しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,000	-	15,450	-
連結子会社	20,300	-	20,909	-
計	35,300	-	36,359	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	5,203	1,027	3,777	1,201
計	5,203	1,027	3,777	1,201

連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告関連業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当ありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、規模・業務の特性等の要素を勘定し決定しています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の執行の状況等が報酬に対して適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬は、「基本報酬」と「株式報酬型ストックオプション」により構成されております。基本報酬につきましては、当社の役員報酬は役職位、在任期間、他上場企業の報酬水準等をもととした固定報酬であります。

報酬金額については、取締役については、原案を各取締役に事前に説明し意見交換した上で取締役会にて審議し、株主総会において承認された取締役報酬総額の範囲内において、取締役会の決議によりその分配を代表取締役社長に一任しております。当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、上記過程における各取締役の意見交換に依っております。

当社は、令和3年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、在任期間、担当職務、専門性及び実績等を踏まえ作成した原案を各取締役に事前に説明し意見交換した上で取締役会にて審議し、取締役会の決議によりその具体的な個々の分配を代表取締役小川浩平に一任して決定する方針としています。代表取締役に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の所管する部門や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役が原案について当社の決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役については、株主総会において承認された監査役報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額に関する株主総会決議日は平成9年6月27日で、報酬限度額は月額5千万円以内であります。監査役の報酬限度額に関する株主総会決議日は平成元年8月30日で、報酬限度額は月額2百万円以内としております。

株式報酬型ストックオプションにつきましては、当社は、平成27年6月26日の第106期定時株主総会において、当社の業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションの導入を行うことについて承認を得ております。

取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、中長期の視点で在任期間や中長期の担当職務貢献度等を総合的に勘案して一定の裁量により決定する方針としております。

なお、同定時株主総会決議により定められた同ストックオプションとしての報酬の限度額は、取締役は年額5千万円、監査役は年額5百万円であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	業績連動報 酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	48,760	45,000	-	-	3,760	2
監査役 (社外監査役を除く。)	5,201	4,800	-	-	401	1
社外役員	9,101	8,400	-	-	701	4

注) 上記の退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式については、現在保有しておりません。しかし、投資株式を取得する場合、投資意思決定時に運用利回りを明らかにした上で取得する方針です。他方、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、その保有の意義が運用利回りでは表現できないと考えられるため、運用利回り以外の意義を期待するものを、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。保有の意義が認められる場合とは、取引関係の維持・強化、戦略的な業務提携、保有対象会社の成長性・財務安定性、業界情報の収集等の総合的観点からの保有目的の合理性に関する検証結果を踏まえ、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合であります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	100

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加、会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,901,438	1,948,341
受取手形	50,198	59,595
売掛金	332,468	1,385,216
営業貸付金	1,213,916	1,210,819
商品及び製品	1,566,505	1,314,715
仕掛品	21,839	22,009
原材料及び貯蔵品	39,351	48,757
その他	322,992	279,616
貸倒引当金	1,453	1,204
流動資産合計	5,370,258	5,165,245
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	671,261	711,201
減価償却累計額	524,872	526,802
建物及び構築物(純額)	1,146,389	1,184,398
機械装置及び運搬具	129,483	129,483
減価償却累計額	129,483	129,483
機械装置及び運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	701,267	697,573
減価償却累計額	671,792	674,327
工具、器具及び備品(純額)	29,475	23,245
土地	1,41,446	1,41,446
有形固定資産合計	217,310	249,090
無形固定資産		
のれん	356,538	322,582
その他	4,517	4,368
無形固定資産合計	361,055	326,951
投資その他の資産		
投資有価証券	40,825	61,455
退職給付に係る資産	5,587	29,616
差入保証金	630,800	606,982
繰延税金資産	77,224	76,702
その他	4,723	4,852
貸倒引当金	2,640	2,640
投資その他の資産合計	756,521	776,968
固定資産合計	1,334,887	1,353,010
資産合計	6,705,145	6,518,255

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	47,291	66,768
短期借入金	1,333,500,000	1,333,890,000
1年内返済予定の長期借入金	1,312,000,000	1,3150,000
未払法人税等	146,714	14,837
契約負債	44,437	33,441
未払金	521,160	566,063
事業整理損失引当金	23,238	25,210
その他	92,219	96,609
流動負債合計	5,575,061	4,842,931
固定負債		
長期借入金	-	1,3850,000
新株予約権付社債	-	100,000
退職給付に係る負債	9,730	-
役員退職慰労引当金	8,517	13,380
資産除去債務	16,000	16,000
その他	61,590	60,418
固定負債合計	95,838	1,039,798
負債合計	5,670,899	5,882,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,955,414	3,039,646
資本剰余金	1,003,601	1,087,833
利益剰余金	2,534,255	3,073,912
自己株式	2,196	2,207
株主資本合計	1,422,563	1,051,360
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,726	17,793
為替換算調整勘定	1,024,682	1,071,718
その他の包括利益累計額合計	1,019,955	1,053,924
新株予約権	24,586	32,196
非支配株主持分	607,051	605,893
純資産合計	1,034,245	635,525
負債純資産合計	6,705,145	6,518,255

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
売上高	1 12,447,648	1 10,967,199
売上原価	4 8,966,687	4 7,693,854
売上総利益	3,480,961	3,273,345
販売費及び一般管理費	2 3,356,197	2 3,417,115
営業利益又は営業損失()	124,763	143,770
営業外収益		
受取利息	1,454	810
受取配当金	1,111	1,293
受取手数料	14,722	723
受取保険金	2,250	-
為替差益	6,390	25,652
その他	5,728	2,367
営業外収益合計	31,658	30,847
営業外費用		
支払利息	116,036	124,226
支払手数料	45,860	208,709
退去遅延金	26,412	-
その他	3,585	470
営業外費用合計	191,895	333,406
経常損失()	35,473	446,328
特別損失		
減損損失	5 7,505	5 13,233
固定資産除却損	3 9	3 6,837
和解金	700	-
事業整理損	14,196	12,042
資産除去債務履行差額	12,244	12,557
解体工事費	-	6,460
加算税等	-	55,312
特別損失合計	34,656	106,443
税金等調整前当期純損失()	70,130	552,772
法人税、住民税及び事業税	176,406	40,576
法人税等還付税額	-	48,839
法人税等調整額	5,822	6,966
法人税等合計	182,229	15,229
当期純損失()	252,360	537,543
非支配株主に帰属する当期純利益	26,995	2,113
親会社株主に帰属する当期純損失()	279,355	539,656

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
当期純損失()	252,360	537,543
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,584	14,311
為替換算調整勘定	7,670	51,552
その他の包括利益合計	3,085	37,241
包括利益	255,445	574,784
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	282,113	573,626
非支配株主に係る包括利益	26,667	1,158

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,955,414	1,003,601	2,254,900	2,185	1,701,929
当期変動額					
自己株式の取得				10	10
親会社株主に帰属する当期純損失()			279,355		279,355
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	279,355	10	279,366
当期末残高	2,955,414	1,003,601	2,534,255	2,196	1,422,563

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	540	1,017,738	1,017,197	24,586	580,384	1,289,702
当期変動額						
自己株式の取得			-			10
親会社株主に帰属する当期純損失()			-			279,355
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,185	6,943	2,757	-	26,667	23,909
当期変動額合計	4,185	6,943	2,757	-	26,667	255,456
当期末残高	4,726	1,024,682	1,019,955	24,586	607,051	1,034,245

当連結会計年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,955,414	1,003,601	2,534,255	2,196	1,422,563
当期変動額					
新株の発行	84,232	84,232			168,464
自己株式の取得				10	10
親会社株主に帰属する当期純損失()			539,656		539,656
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	84,232	84,232	539,656	10	371,202
当期末残高	3,039,646	1,087,833	3,073,912	2,207	1,051,360

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	4,726	1,024,682	1,019,955	24,586	607,051	1,034,245
当期変動額						
新株の発行			-			168,464
自己株式の取得			-			10
親会社株主に帰属する当期純損失()			-			539,656
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,066	47,035	33,969	7,609	1,158	27,517
当期変動額合計	13,066	47,035	33,969	7,609	1,158	398,720
当期末残高	17,793	1,071,718	1,053,924	32,196	605,893	635,525

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	70,130	552,772
減価償却費	39,027	35,874
のれん償却額	33,956	33,956
減損損失	7,505	13,233
事業整理損	14,196	12,042
資産除去債務履行差額	12,244	12,557
固定資産除却損	9	6,837
和解金	700	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	19	249
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	7,656	9,730
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4,850	4,863
契約負債の増減額(は減少)	241	10,995
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	13,136	1,803
受取利息及び受取配当金	2,566	2,103
支払利息	116,036	124,226
支払手数料	45,860	208,709
為替差損益(は益)	5,984	25,821
売上債権の増減額(は増加)	344,807	33,333
棚卸資産の増減額(は増加)	703,022	242,598
仕入債務の増減額(は減少)	15,580	14,661
その他の流動資産の増減額(は増加)	53,536	72,328
その他の固定資産の増減額(は増加)	9,602	15,932
その他の流動負債の増減額(は減少)	29,472	11,224
小計	582,636	117,923
利息及び配当金の受取額	1,156	15,439
利息の支払額	117,808	129,069
支払手数料の支払額	46,119	207,596
和解金の支払額	700	-
事業整理に係る支出	14,196	12,042
法人税等の支払額	150,964	214,935
営業活動によるキャッシュ・フロー	254,004	430,282
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	17,567	77,748
有形固定資産の除却による支出	9	-
無形固定資産の取得による支出	3,306	-
差入保証金の差入による支出	2,285	23,177
差入保証金の回収による収入	34,578	39,196
投資有価証券の取得による支出	3	2
資産除去債務の履行による支出	12,244	12,557
短期貸付金の回収による収入	-	70,890
投資活動によるキャッシュ・フロー	837	3,399

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	-	390,000
長期借入れによる収入	-	1,000,000
長期借入金の返済による支出	400,000	1,200,000
新株予約権付社債の発行による収入	-	100,000
新株予約権の発行による収入	-	8,062
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	168,012
その他	10	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	400,010	466,063
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,348	14,521
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	142,495	46,903
現金及び現金同等物の期首残高	1,043,934	901,438
現金及び現金同等物の期末残高	901,438	948,341

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社エスピーオー

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社

大黒屋グローバルホールディング株式会社

株式会社大黒屋

ラックスワイズ株式会社

AU 79 LIMITED

AG 47 LIMITED

SPEEDLOAN FINANCE LIMITED

CHANTRY COLLECTIONS LIMITED

上海黛庫商業有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社の決算日は9月30日、ラックスワイズ株式会社及び上海黛庫商業有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

AU 79 LIMITED並びにその完全子会社であるAG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及びCHANTRY COLLECTIONS LIMITEDの会計期間は年52週間で、決算日は3月31日にもっとも近い土曜日としております。同社決算日から連結決算日である3月31日までの間に発生した重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してあります。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

当社及び連結子会社である株式会社エスピーオー及びオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(製品・仕掛品・材料)

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋及び上海黛庫商業有限公司における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	4～12年
工具、器具及び備品	2～20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）による定額法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

a. 一般債権

実績繰入率による繰入額を計上しております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は注記事項（収益認識関係）に記載の通りであります。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...	金利スワップ
ヘッジ対象...	借入金

ハ ヘッジ方針

主に当社の内規である「金利変動リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

在外子会社及び在外関連会社における会計処理に関する事項

国内連結会社と在外連結会社との会計処理基準の差異は、主として「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）における当面の取扱いを採用していることによります。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	217,310千円	249,090千円
無形固定資産	361,055千円	326,951千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損会計の適用にあたっては、事業用資産については概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループに関しては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

来期以降大黒屋とLINEヤフーが締結した本業務提携に基づく共同施策を開始することを予定しております。これは、「おてがるブランド買取(仮称)」の名称で、LINEヤフー社が運営する「LINE」上で中古ブランド品を買取り、「Yahoo!オークション」に出品し、落札結果に応じてお客様に還元する新サービスの概念実証をするものです。この新サービスは、大黒屋がこれまで培ってきた中古ブランド品買取販売のノウハウ、AI技術に基づく画像鑑定技術、ダイナミックプライシングのノウハウ、AI技術による機械学習を活用した自然言語処理に基づくチャットボット、並びに、AI技術に基づく e-commerce のグローバルなデータベース及び在庫連動システムなどを活用して開発したシステムです。このシステムにより、AIによる即時査定が可能となり、チャットボットによる自然なやり取りで、簡易査定から買取申込までLINE上だけで完結するようになります。このLINEを通して大黒屋が買取ったブランド品等については、「Yahoo!オークション」に出品され、高額落札された場合には、落札額に応じた一定割合をお客様に還元します。多くの国民になじみの深い「LINE」と「Yahoo!オークション」のプラットフォームに載せることにより、中古ブランド品等の買取に対する抵抗感を和らげて、広範な国民に対する行動変容を促すことが期待されます。もっとも、現在は概念実証の段階にとどまることから、現時点において、次期業績への影響は軽微と見込んでおります。

また、PRで公表した「当社連結子会社の株式会社大黒屋におけるLINEアプリを活用した買取サービス提供開始のお知らせ」のとおり、大黒屋では、この大黒屋が開発したAI買取査定サービス「おたからAI」を、今後他の店舗やECを有する提携企業に拡大していくことを通じて、大黒屋の買取窓口の多角化につながり、当社グループの中長期的な企業価値の更なる向上に資するものと考えておりますが、次期業績に与える影響については軽微であります。

また、当社グループでは新たな成長戦略の一環として、オンライン事業拡大方針の下、EC事業を強化して参りました。社会全体のSDGs推進によるリユースへの意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれる中で、当社がグループをあげて継続的かつ積極的に取り組んでおります、(a)顧客にわかりやすいECサイトの開発、(b)EC掲載商品点数の向上、(c)EC広告の効率改善活動を一層進めて参ります。

更に、買取販売事業の業務効率化及び顧客利便性向上のため、AIを駆使したデータベース分析に基づき、オンラインによる(a)グローバルでの中古ブランド品価格の適正化、(b)商品区分の整理の自動化による消費者の当社サイトへの商品掲載の容易化、(c)真贋鑑定の強化を推し進めて参ります。

当社グループでは、上記仮定に基づいて固定資産の減損に係る会計上の見積りを行っております。

なお、将来、経済環境の著しい悪化や市場価格の著しい下落の発生如何によっては、減損損失を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 令和4年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

平成30年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・ 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・ グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

令和7年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた613,379千円は、「未払金」521,160千円、「その他」92,219千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
現金及び預金	504,430千円	679,131千円
売掛金	-	252,704
営業貸付金	2,136,916	2,108,197
商品及び製品	1,530,669	1,283,986
建物及び構築物	2,805	2,356
土地	37,188	37,188
計	4,212,009	4,363,565

当連結会計年度末において、上記以外に、関係会社株式(取得価額5,505,100千円)に対して質権が設定されており、また、関係会社貸付金(額面金額5,000,000千円)に対して担保権が設定されておりますが、連結貸借対照表では相殺消去されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
短期借入金	3,500,000千円	3,890,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,200,000	150,000
長期借入金	-	850,000
計	4,700,000	4,890,000

2 貸出コミットメント契約

連結子会社(株式会社大黒屋)においては、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社東京スター銀行、株式会社りそな銀行及び株式会社八ナ銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
貸出コミットメントの総額	3,500,000千円	3,600,000千円
借入実行残高	3,500,000	3,590,000
差引額	-	10,000

3 財務制限条項

前連結会計年度(令和5年3月31日)

株式会社大黒屋について

当連結会計年度における株式会社大黒屋の借入金(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金1,200,000千円、短期借入金3,500,000千円)について、財務コベナントの遵守として、レバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、株式公開制限、証券発行制限、定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。そのため、株式会社大黒屋は、貸付人の事前の書面による承諾が無い限り、剰余金の配当を実施することができません。

当連結会計年度(令和6年3月31日)

株式会社大黒屋について

当連結会計年度における株式会社大黒屋の借入金(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金150,000千円、長期借入金850,000千円、短期借入金3,590,000千円)について、財務コベナントの遵守として、レバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、株式公開制限、証券発行制限、定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。そのため、株式会社大黒屋は、貸付人の事前の書面による承諾が無い限り、剰余金の配当を実施することができません。

なお、当連結会計年度末において、借入金のうち4,590,000千円について財務制限条項に抵触することとなりましたが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する同意を得る見込であります。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
給料賃金	627,920千円	547,830千円
地代家賃	827,843	824,523
支払手数料	479,355	324,653
業務委託費	361,506	584,767
退職給付費用	30,837	5,599
役員退職慰労引当金繰入額	4,850	4,863

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
工具、器具及び備品	0千円	0千円
建物及び構築物	0	6,837
処分費用等	9	-

4 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前連結会計年度の評価損の戻入益と当連結会計年度の評価損を相殺した結果、次の棚卸資産評価損(戻入益)が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
	2,811千円	2,720千円

5 減損損失

前連結会計年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	6,607千円	20,627千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	6,607	20,627
税効果額	2,023	6,316
その他有価証券評価差額金	4,584	14,311
為替換算調整勘定：		
当期発生額	7,670	51,552
組替調整額	-	-
税効果調整前	7,670	51,552
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	7,670	51,552
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	-	-
その他の包括利益合計	3,085	37,241

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	116,982	-	-	116,982
合計	116,982	-	-	116,982
自己株式				
普通株式 (注)	11	0	-	12
合計	11	0	-	12

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第15回新株予約権 (ストックオプション)		-	-	-	-	24,586
	合計		-	-	-	-	24,586

当連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	116,982	3,231	-	120,213
合計	116,982	3,231	-	120,213
自己株式				
普通株式（注）	12	0	-	12
合計	12	0	-	12

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加3,231千株は、第20回新株予約権の行使によるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	第15回新株予約権 （ストックオプション）		-	-	-	-	24,586
	第19回新株予約権 （ストックオプション）		-	-	-	-	1,840
	第20回新株予約権	普通株式	-	44,444	3,231	41,213	5,769
	第2回無担保転換社債型 新株予約権社債の新株予約権	普通株式	-	1,923	-	1,923	(注4)
合計			-	46,367	3,231	43,136	32,196

(注) 1 第20回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、発行によるものであります。

- 第20回新株予約権の当連結会計年度減少は、権利行使によるものであります。
- 第19回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
現金及び預金勘定	901,438千円	948,341千円
現金及び現金同等物	901,438	948,341

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主に金融機関からの借入れ及び新株発行による直接金融により調達しております。デリバティブ取引を行う場合は、後述するリスクを回避するために利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理手続きに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としております。

営業債権である営業貸付金は、質草を担保にした貸付金であり、その預り期間は短期間であります。質料を入れることによりその都度貸付期間が延長されるか、質流れにより質物の所有物を得ることになります。そのため、営業貸付金に係る信用リスクは低いと判断しております。

投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、金利の変動リスクに晒されております。この内一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジすることがあります。その他、定期的に金利動向を把握し、金利条件の見直し等を行っております。また、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合、当社グループの業績・財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債は、全額が無利子であります。

買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び未払金は、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定額以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引を行う場合は、デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務書表作成のための基本となる重要な事項に関する注記3. 会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
投資有価証券	36,225	36,225	-
差入保証金	630,800	608,033	22,766

当連結会計年度（令和6年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
投資有価証券	56,855	56,855	-
差入保証金	606,982	572,654	34,328
長期借入金	(850,000)	(850,000)	-
転換社債型新株予約権付社債	(100,000)	(99,670)	(329)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、営業貸付金、支払手形及び買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（*3）市場価格のない株式等は上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 （令和5年3月31日）	当連結会計年度 （令和6年3月31日）
非上場株式	4,600	4,600

（注）1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（令和5年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	901,438	-	-	-
受取手形	50,198	-	-	-
売掛金	332,468	-	-	-
営業貸付金	2,136,916	-	-	-
合計	3,421,020	-	-	-

当連結会計年度（令和6年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	948,341	-	-	-
受取手形	59,595	-	-	-
売掛金	385,216	-	-	-
営業貸付金	2,108,197	-	-	-
合計	3,501,350	-	-	-

(注) 2. 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(令和5年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,500,000	-	-	-	-	-
長期借入金	1,200,000	-	-	-	-	-
合計	4,700,000	-	-	-	-	-

当連結会計年度(令和6年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,890,000	-	-	-	-	-
長期借入金	150,000	300,000	550,000	-	-	-
転換社債型 新株予約権 付社債	-	100,000	-	-	-	-
合計	4,040,000	400,000	550,000	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

前連結会計年度(令和5年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	36,225	-	-	36,225

当連結会計年度(令和6年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	56,855	-	-	56,855

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債
 前連結会計年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	608,033	-	608,033

当連結会計年度（令和6年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	572,654	-	572,654
長期借入金	-	850,000	-	850,000
転換社債型新株予約権付社債	-	99,670	-	99,670

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期の見積りを行い、将来キャッシュフローが発生すると予想される期間ごとに分類し、国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、全額が無利息のため元金の合計額を国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和5年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	29,778	15,485	14,293
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	29,778	15,485	14,293
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	6,446	6,718	272
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	6,446	6,718	272
合計		36,225	22,204	14,021

当連結会計年度(令和6年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	56,855	22,202	34,647
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	56,855	22,202	34,647
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		56,855	22,202	34,647

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(入社3年以上の従業員を対象)及び退職一時金制度(入社3年以上10年未満の従業員を対象)を設けております。なお、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度につきましては、簡便法を適用しております。

退職給付制度を有する国内連結子会社は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を採用し、簡便法を適用しております。

当社は、上記の他に複数事業主制度の東京都電設工業企業年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算することができないため、当該制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。なお、東京都電設工業厚生年金基金は、平成27年10月1日付で厚生労働大臣より代行部分の将来分返上(将来期間の代行部分に係る支給義務の停止について)の認可を受け、平成30年4月より東京都電設工業企業年金基金へ移行しております。これに伴い、当社の退職給付制度のうち厚生年金基金制度は確定給付企業年金制度へ移行しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度又は企業年金制度への要拠出額は、前連結会計年度1,645千円、当連結会計年度1,464千円でありました。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (令和4年3月31日現在)	当連結会計年度 (令和5年3月31日現在)
年金資産の額	72,505,606千円	69,957,938千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	77,641,739	76,959,555
差引額	5,136,132	7,001,616

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの掛金加入員数割合

前連結会計年度 0.0596% (令和5年3月31日現在)
 当連結会計年度 0.0601% (令和6年3月31日現在)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高(前連結会計年度 12,486,033千円、当連結会計年度 11,043,188千円)、翌年度繰越額(前連結会計年度7,349,900千円、当連結会計年度4,041,571千円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当社グループは、当期の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金(前連結会計年度955千円、当連結会計年度850千円)を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

3. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	17,387千円	9,730千円
退職給付に係る資産の期首残高	5,741	5,587
退職給付費用	30,433	6,459
退職給付の支払額	25,266	28,750
制度への拠出額	12,669	11,468
退職給付に係る負債の期末残高	9,730	-
退職給付に係る資産の期末残高	5,587	29,616

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	221,056千円	183,890千円
年金資産	216,913	213,506
	4,143	29,616
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,143	29,616
退職給付に係る負債	9,730	-
退職給付に係る資産	5,587	29,616
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,143	29,616

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度30,433千円 当連結会計年度6,459千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用、資産計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
現金及び預金 (ストック・オプション)	-	1,840

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第19回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 3名	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 294,000株	普通株式 11,500,000株
付与日	平成28年3月30日	令和5年7月3日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年3月31日から 令和28年3月30日	令和6年5月15日から 令和11年6月30日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

(注)2 第15回新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

本新株予約権者が死亡したときは、その直前において に基づく本新株予約権を行使できた場合又は死亡により当社の取締役若しくは監査役の地位を喪失することとなった場合には、その相続人は、本新株予約権を相続し、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。上記

にかかわらず、相続人が行使できる期間は被相続人である本新株予約権者が当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日から1年以内とする。

新株予約権者は、上記 にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合には、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、第14項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(注)3 第19回新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、大黒屋の令和6年3月期以降、令和11年3月期までのいずれかの事業年度におけるEBITDA(損益計算書における営業利益に減価償却費、差入保証金償却費、及びのれん償却額を加算した金額をいう。)が1,136百万円以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、会計基準の改正等により参照すべき営業利益、減価償却費、差入保証金償却費、及びのれん償却額概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（令和6年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第19回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	11,500,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	11,500,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	287,600	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	287,600	-

単価情報

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第19回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1	54
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	85.49	25.51

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

	第19回新株予約権 (ストック・オプション)
使用した算定技法	モンテカルロシミュレーション
株価変動率 (注) 1	63.9%
予想配当利回り (注) 2	0%
無リスク利子率 (注) 3	0.1%
予想残存期間 (注) 4	3.4年

(注) 1. 当社普通株式のヒストリカルボラティリティに基づいております。

2. 直近の配当実績に基づく配当予想によっております。

3. 予想残存期間に対応する日本国債利回りを参考に算定しております。

4. 権利行使までの期間を合理的な見積ることが困難であるため、予想残存期間は権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)	1,347,404 千円	1,416,755 千円
連結子会社の繰越欠損金相当額 (注)	1,334,331	1,458,326
長期滞留債権	224,655	224,655
貸倒引当金	31,009	30,932
減損損失	6,321	7,649
未払費用	27,816	28,411
契約負債	13,606	10,239
未払事業税	8,959	877
未払役員退職金	17,047	17,047
資産除去債務	28,702	30,139
その他	44,611	70,964
繰延税金資産小計	3,084,466	3,296,000
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	2,681,736	2,875,082
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	318,550	319,726
繰延税金資産評価性引当額小計	3,000,286	3,194,809
繰延税金資産合計	84,179	101,191
繰延税金負債		
連結納税適用に伴う固定資産等の時価評価損	2,308	2,308
その他	6,357	22,718
繰延税金負債合計	8,666	25,027
繰延税金資産 (負債) の純額	75,513	76,163

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (令和5年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 ()	119,485	193,854	230,261	271,319	241,558	1,625,255	2,681,736
評価性引当額	119,485	193,854	230,261	271,319	241,558	1,625,255	2,681,736
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当連結会計年度 (令和6年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 ()	193,854	258,121	246,734	-	240,584	1,935,787	2,875,082
評価性引当額	193,854	258,121	246,734	-	240,584	1,935,787	2,875,082
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。なお、支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

質屋、古物売買業

質屋、古物売買業においては、主に中古ブランド品(バッグ、時計、宝飾品等)の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと考えられるため、当該時点で収益を認識しております。

また、当社の連結子会社は、顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、顧客がポイントを使用し、財又はサービスの支配を獲得した時点で履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において収益を認識しております。

なお、質料は営業貸付金に対する利息と質物(担保物)に関する保管料を合わせた性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる(質物を放棄し、債務の弁済に充てる)かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で収益を認識しております。

電機事業

電機事業においては、主に産業用の照明器具、電路配管器具の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、商品及び製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。しかし、国内販売の場合、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、原則として出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高

契約負債は主に、連結子会社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

前連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、44,196千円です。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、44,437千円です。

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「電機事業」、「質屋、古物売買業」の2つの事業セグメントを報告セグメントとしております。

「電機事業」における製品は、産業用照明器具群、電機工事材群、制御機器群から構成されており、当社が設計・製造した製品は、代行店及び代理店を通じ、あるいはOEM製品、特定ユーザー向け製品として直接販売されております。

「質屋、古物売買業」では、支店を中心に、国内外の消費者等向けに質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品(バッグ、時計、宝飾品)の買取と販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	電機事業	質屋、 古物売買業	計				
売上高							
製商品販売	277,270	11,322,633	11,599,903	-	11,599,903	-	11,599,903
質料収益	-	845,944	845,944	-	845,944	-	845,944
その他	-	1,800	1,800	-	1,800	-	1,800
顧客との契約から生じる収益	277,270	12,170,378	12,447,648	-	12,447,648	-	12,447,648
外部顧客への売上高	277,270	12,170,378	12,447,648	-	12,447,648	-	12,447,648
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	277,270	12,170,378	12,447,648	-	12,447,648	-	12,447,648
セグメント利益又は損失()	62,863	457,806	520,670	44,376	476,293	351,530	124,763
セグメント資産	184,806	6,322,469	6,507,275	38,469	6,545,745	159,400	6,705,145
その他の項目							
減価償却費	-	38,487	38,487	-	38,487	0	38,487
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,666	8,051	9,717	-	9,717	5,839	15,556

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業、不動産賃貸業及び金融事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 351,530千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額159,400千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

減価償却費の調整額0千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、各報告セグメントに帰属しない当社の本社機能に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,839千円は、本社のソフトウェア及び工具、器具及び備品への投資であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	電機事業	質屋、 古物売買業	計				
売上高							
製商品販売	295,231	9,791,210	10,086,441	-	10,086,441	-	10,086,441
質料収益	-	880,005	880,005	-	880,005	-	880,005
その他	-	752	752	-	752	-	752
顧客との契約から生じる収益	295,231	10,671,968	10,967,199	-	10,967,199	-	10,967,199
外部顧客への売上高	295,231	10,671,968	10,967,199	-	10,967,199	-	10,967,199
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	295,231	10,671,968	10,967,199	-	10,967,199	-	10,967,199
セグメント利益又は損失()	77,133	192,709	269,842	40,886	228,956	372,726	143,770
セグメント資産	203,300	6,218,286	6,421,586	37,532	6,459,118	59,137	6,518,255
その他の項目							
減価償却費	-	35,874	35,874	-	35,874	-	35,874
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	11,538	74,296	85,834	-	85,834	1,695	87,529

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業、不動産賃貸業及び金融事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 372,726千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
セグメント資産の調整額59,137千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,695千円は、本社の工具、器具及び備品への投資であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：千円）

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
減損損失	1,665	-	-	5,839	7,505

当連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：千円）

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
減損損失	11,538	-	-	1,695	13,233

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：千円）

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	33,956	-	-	33,956
当期末残	-	356,538	-	-	356,538

当連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：千円）

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	33,956	-	-	33,956
当期末残	-	322,582	-	-	322,582

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

(単位：千円)

種類	氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	小川 浩平	-	-	当社代表 取締役	被所有 直接15.5%	短期資金 の貸付 利息の収受	短期資金の 回収	-	短期貸付金	70,490
							受取利息 (注)	1,409	未収収益	13,423

(注) 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

当連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

(単位：千円)

種類	氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	小川 浩平	-	-	当社代表 取締役	被所有 直接11.8%	短期資金 の貸付 利息の収受 新株予約権 及び新株予 約権付社債 の発行及び 行使	短期資金の 回収	70,490	短期貸付金	-
							受取利息 (注1)	795	未収収益	88
							未収利息の 受け取り	14,130		
							新株予約権 の発行	7,411	-	-
							新株予約権 の行使 (注2)	168,012		
新株予約権 付社債の発 行	100,000	新株予約権 付社債	100,000							

(注) 1. 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

2. 新株予約権の行使については、令和5年11月30日開催の取締役会決議に基づき付与された第20回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1株当たり純資産額	3円44銭	0円02銭
1株当たり当期純損失金額	2円39銭	4円60銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純損失金額 (千円)	279,355	539,656
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失金額(千円)	279,355	539,656
普通株式の期中平均株式数(株)	116,970,794	117,361,785
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第15回新株予約権	第15回新株予約権 第19回新株予約権 第20回新株予約権 第2回無担保転換社債型新株予 約権付社債

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (令和5年3月31日)	当連結会計年度末 (令和6年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,034,245	635,525
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	631,638	638,089
(うち新株予約権(千円))	(24,586)	(32,196)
(うち非支配株主持分(千円))	(607,051)	(605,893)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	402,607	2,564
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数(株)	116,970,723	120,201,513

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
大黒屋ホールディングス株式会社	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (注)1.2	令和5年 12月21日	-	100,000	-	なし	令和7年 12月19日

(注)1. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第2回
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格(円)	52
資本組入額(円/株)	26
発行価額の総額(千円)	100,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 令和5年12月22日 至 令和7年12月19日

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	100,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,500,000	3,890,000	2.36	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,200,000	150,000	2.44	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	850,000	2.44	令和7年~ 令和8年
合計	4,700,000	4,890,000	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	300,000	550,000	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	2,864,831	5,514,093	8,455,435	10,967,199
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期(当期)純損失金額()(千円)	7,150	78,440	375,780	552,772
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額()(千円)	83,512	164,857	378,344	539,656
1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	0.71	1.41	3.23	4.60

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額()(円)	0.71	0.70	1.83	1.36

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,684	41,642
受取手形	50,198	59,595
売掛金	48,765	56,825
商品及び製品	28,571	25,560
仕掛品	21,839	22,009
原材料及び貯蔵品	35,431	39,309
前払費用	2,758	2,851
関係会社短期貸付金	990,300	1,066,200
短期貸付金	70,490	-
その他	34,062	13,273
流動資産合計	1,329,102	1,327,268
固定資産		
有形固定資産		
建物	65,627	65,627
減価償却累計額	65,627	65,627
建物(純額)	0	0
機械及び装置	96,809	96,809
減価償却累計額	96,809	96,809
機械及び装置(純額)	-	-
車両運搬具	24,347	24,347
減価償却累計額	24,347	24,347
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	170,113	170,113
減価償却累計額	170,113	170,113
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	100	100
関係会社株式	7,303,739	7,303,739
前払年金費用	5,587	1,757
破産更生債権等	284,801	323,396
貸倒引当金	91,971	92,742
その他	2,331	2,109
投資その他の資産合計	7,504,588	7,538,361
固定資産合計	7,504,588	7,538,361
資産合計	8,833,690	8,865,629

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	29,330	51,388
買掛金	11,017	11,303
関係会社短期借入金	5,461,770	5,487,030
未払金	20,420	28,348
未払費用	1,625,941	1,914,185
未払法人税等	3,256	3,229
預り金	1,852	2,059
関係会社預り金	1,161,000	1,146,000
流動負債合計	8,314,589	8,643,547
固定負債		
繰延税金負債	1,711	538
資産除去債務	16,000	16,000
新株予約権付社債	-	100,000
役員退職慰労引当金	8,517	13,380
その他	58,716	58,716
固定負債合計	84,944	188,635
負債合計	8,399,534	8,832,182
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,955,414	3,039,646
資本剰余金		
資本準備金	1,320,796	1,405,028
その他資本剰余金	517,759	517,759
資本剰余金合計	1,838,555	1,922,787
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,382,203	4,958,977
利益剰余金合計	4,382,203	4,958,977
自己株式	2,196	2,207
株主資本合計	409,569	1,250
新株予約権	24,586	32,196
純資産合計	434,156	33,446
負債純資産合計	8,833,690	8,865,629

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
売上高	277,270	295,231
売上原価	183,205	185,680
売上総利益	94,064	109,550
販売費及び一般管理費	2 381,617	2 395,228
営業損失()	287,552	285,677
営業外収益		
受取利息	1,409	795
受取家賃	1 315	1 315
業務受託料	1 960	1 960
経営指導料	1 5,400	1 5,400
貸倒引当金戻入額	1 9,770	-
その他	242	13
営業外収益合計	18,099	7,484
営業外費用		
支払利息	1 272,898	1 275,798
その他	150	7,930
営業外費用合計	273,049	283,729
経常損失()	542,502	561,922
特別損失		
減損損失	7,505	13,233
関係会社株式評価損	45,141	-
貸倒引当金繰入額	-	1 770
特別損失合計	52,646	14,003
税引前当期純損失()	595,149	575,926
法人税、住民税及び事業税	2,019	2,019
法人税等調整額	47	1,172
法人税等合計	1,972	846
当期純損失()	597,121	576,773

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,955,414	1,320,796	517,759	1,838,555	3,785,081	3,785,081	2,185	1,006,702
当期変動額								
新株の発行								
自己株式の取得				-		-	10	10
当期純損失（ ）				-	597,121	597,121		597,121
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-		-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	597,121	597,121	10	597,132
当期末残高	2,955,414	1,320,796	517,759	1,838,555	4,382,203	4,382,203	2,196	409,569

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	24,586	1,031,289
当期変動額		
新株の発行		
自己株式の取得	-	10
当期純損失（ ）	-	597,121
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	597,132
当期末残高	24,586	434,156

当事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,955,414	1,320,796	517,759	1,838,555	4,382,203	4,382,203	2,196	409,569
当期変動額								
新株の発行	84,232	84,232		84,232				168,464
自己株式の取得				-		-	10	10
当期純損失（ ）				-	576,773	576,773		576,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-		-		-
当期変動額合計	84,232	84,232	-	84,232	576,773	576,773	10	408,319
当期末残高	3,039,646	1,405,028	517,759	1,922,787	4,958,977	4,958,977	2,207	1,250

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	24,586	434,156
当期変動額		
新株の発行		168,464
自己株式の取得	-	10
当期純損失（ ）	-	576,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,609	7,609
当期変動額合計	7,609	400,709
当期末残高	32,196	33,446

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(製品・仕掛品・材料)

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) デリバティブ取引

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～60年

構築物 20年

機械及び装置 5～12年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 2～15年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

a. 一般債権

実績繰入率による繰入額を計上しております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は注記事項(収益認識関係)に記載の通りであります。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「金利変動リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)
関係会社項目
関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
短期金銭債権	128千円	112千円
長期金銭債権	287,187	325,782
短期金銭債務	1,625,000	1,913,884
長期金銭債務	50	50

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引にかかわるものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
営業取引以外の取引高	289,176千円	283,062千円
受取家賃	315	315
受取業務受託料	960	960
受取経営指導料	5,400	5,400
支払利息	272,730	275,615
貸倒引当金繰入額	-	770
貸倒引当金戻入益	9,770	-

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8%、当事業年度8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92%、当事業年度92%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
支払手数料	63,076千円	62,899千円
役員報酬	58,200	58,200
給料賃金	38,096	32,339
旅費交通費及び通信費	25,416	37,486
減価償却費	0	-
退職給付費用	3,763	6,283
役員退職慰労引当金繰入額	4,850	4,863
業務委託費	49,847	44,353

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(令和5年3月31日)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,303,739千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(令和6年3月31日)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,303,739千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	93,490 千円	93,726 千円
長期貸付金	4,031	4,031
長期滞留債権	224,655	224,655
破産債権・更生債権等	102,231	121,359
長期差入保証金	3,521	3,521
未払役員退職金	17,047	17,047
減損損失	5,822	7,149
資産除去債務	4,900	4,900
原材料	1,728	2,252
システム開発費仮勘定	2,333	2,333
繰越欠損金	1,347,404	1,416,755
その他	17,959	19,999
繰延税金資産小計	1,825,127	1,917,733
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,347,404	1,416,755
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	477,722	500,977
繰延税金資産評価性引当額小計	1,825,127	1,917,733
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他	1,711	538
繰延税金負債合計	1,711	538
繰延税金資産（負債）の純額	1,711	538

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しておりますので記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は主に産業用の照明器具、電路配管器具の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、商品及び製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。しかし、国内販売の場合、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、原則として出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

なお、支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当 期 末残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	65,627	-	-	-	65,627	65,627
	機械及び装置	96,809	-	-	-	96,809	96,809
	車両運搬具	24,347	-	-	-	24,347	24,347
	工具、器具及び備品	170,113	13,233	13,233 (13,233)	-	170,113	170,113
	有形固定資産計	356,898	13,233	13,233 (13,233)	-	356,898	356,898

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は新規購入によるものです。

3. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(固定)	91,971	770	-	-	92,742
役員退職慰労引当金	8,517	4,863	-	-	13,380

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	東京証券取引所の定める1単元株式当りの売買委託手数料を当該買取った単元未満株式数で按分した額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、やむをえない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL (https://www.daikokuya.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第114期）（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）
令和5年6月29日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度（第113期）（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）令和5年12月14日関東財務局長に提出
事業年度（第114期）（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）令和5年12月14日関東財務局長に提出
有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類
令和5年6月29日関東財務局長に提出
- (4) 四半期報告書及び確認書
（第115期第1四半期）（自 令和5年4月1日 至 令和5年6月30日）令和5年8月10日関東財務局長に提出
（第115期第2四半期）（自 令和5年7月1日 至 令和5年9月30日）令和5年11月8日関東財務局長に提出
（第115期第3四半期）（自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日）令和6年2月13日関東財務局長に提出
- (5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
（第114期第1四半期）（自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日）令和5年12月14日関東財務局長に提出
（第114期第2四半期）（自 令和4年7月1日 至 令和4年9月30日）令和5年12月14日関東財務局長に提出
（第114期第3四半期）（自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日）令和5年12月14日関東財務局長に提出
（第115期第1四半期）（自 令和5年4月1日 至 令和5年6月30日）令和5年12月14日関東財務局長に提出
（第115期第2四半期）（自 令和5年7月1日 至 令和5年9月30日）令和5年12月14日関東財務局長に提出
四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (6) 臨時報告書
令和5年6月13日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書であります。
令和5年6月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。
令和5年12月14日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書であります。
- (7) 有価証券届出書及びその添付書類
令和5年11月30日関東財務局長に提出
- (8) 訂正有価証券届出書及びその添付書類
令和5年12月5日関東財務局長に提出
令和5年12月14日関東財務局長に提出
令和5年11月30日提出の有価証券届出書に係る訂正有価証券届出書及びその添付書類であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和6年6月26日

大黒屋ホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大黒屋ホールディングス株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(収益認識)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループの売上は、「電機事業」セグメントによる売上と「質屋、古物売買業」セグメントによる売上から構成されるが、「質屋、古物売買業」セグメントによる売上がグループ売上の大部分を占めている。</p> <p>当該事業セグメントのうち、古物売買による売上は、店舗における個人顧客に対する売上である。これらの個々の取引金額は比較的小さく、取引件数も多い。これらの取引は業務システムに記録され、そのシステムにおけるデータをもとに会社は収益計上を行っている。</p> <p>そのため、ITシステムを含む業務処理統制が適切に整備・運用されることが収益認識のために重要であり、また収益認識を誤って処理した場合には財務諸表に与える影響が特に大きいと考えられることから、当監査法人は収益認識の正確性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>左記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は特に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務管理システムや会計システム等にかかるシステム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の検証 ・売上に係る業務プロセスに係るIT業務処理統制の検証。これには、業務システムに係る売上取引データのインプット・コントロールの検証が含まれる。 ・収益計上の基礎となった業務システムの売上データについての詳細分析。これには以下の手続が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> - 売上データの集計金額と会計上の売上金額との整合性の検証 - 店舗別及びアイテム別の月次売上趨勢分析 - 売上区分別の日付別売上分析 - 店舗別及びアイテム別の粗利分析

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大黒屋ホールディングス株式会社の令和6年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、大黒屋ホールディングス株式会社が令和6年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ40百万円及び1百万円である。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和6年6月26日

大黒屋ホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大黒屋ホールディングス株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第115期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社の令和6年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。